

第2期高岡市 子ども・子育て支援事業計画

高 岡 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定過程	3
第2章 高岡市の現状	4
1 人口等の状況	4
2 産業等の状況	9
3 子どもに関する施策の状況	11
4 子どもを取り巻く貧困の状況	36
第3章 計画が目指す将来像	40
1 基本理念	40
2 計画の体系	41
第4章 実施施策の展開	47
基本目標Ⅰ 子ども・子育てへの支援体制づくり	47
基本目標Ⅱ 子育て家庭・親育ちへの支援体制づくり	54
基本目標Ⅲ 社会全体で子育てを支援する環境づくり	62
基本目標Ⅳ 親子の健康づくり	68
基本目標Ⅴ すべての子どもの権利を守る体制づくり	74
第5章 教育・保育サービスの提供	80
1 教育・保育提供区域の設定	80
2 量の見込みの算出の考え方	81
3 事業ごとの量の見込みと確保方策について	82
第6章 評価指標の設定	112
第7章 計画の管理について	114
1 関係団体等との連携	114
2 計画の推進体制	114
3 計画内容や進捗状況の周知	114
第8章 資料編	115
1. 計画の策定過程	115
2. 高岡市子ども・子育て会議条例	116
3. 高岡市子ども・子育て会議委員名簿	117

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景

全国的に少子化の進行が続いており、今後、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えることが懸念されています。一方、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢や就労環境の変化等、少子化が進行している要因は様々であり、核家族化や地域での人間関係の希薄化などによって、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、核家族化の進行、社会環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成 15（2003）年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。そして、平成 24（2012）年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、これらに基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成 27（2015）年度から実施し、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、質の向上、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。さらに、「子ども・子育て関連3法」の一つである「子ども・子育て支援法」を平成 28（2016）年4月、令和元（2019）年 10 月に改正し、子ども・子育て支援の提供体制の一層の充実を図っています。

高岡市（以下、「本市」という。）においては、平成 22（2010）年度に策定した「高岡市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の方向性を継承しながら、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえた「高岡市子ども・子育て支援事業計画」を平成 26（2014）年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

本市では、「高岡市子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取り組みの成果や課題の分析等を行った上で、本市の最上位計画である「高岡市総合計画」等との整合を図りながら、子育て環境の整備などを着実に推進するため令和2（2020）年度を初年度とする「第2期高岡市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、すべての子どもたちと子育て家庭を対象とし、本市がこれから進める子ども・子育て支援施策の目標や方向性を示す計画であり、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

【「子ども・子育て支援法」から抜粋】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。

また、この計画は、以下の内容を内包した本市の子育て支援に関する総合的な計画とします。

○次世代育成支援行動計画

次世代育成支援法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」として、本市の子ども・子育て支援施策を総合的かつきめ細やかに行うための施策事業を体系的に定めています。

○母子保健計画

母子保健に関する施策を総合的に推進するため、厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」として、効果的な母子保健施策の推進のための内容を定めています。

○子どもの未来貧困対策計画

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村計画」として、本市の子どもの貧困対策を推進するための施策事業を体系的に定めています。

(2) 他の計画との関係

本計画は、「高岡市総合計画」を上位計画とし、本市における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

また、「高岡市地域福祉計画」を始めとする関連個別計画との連携や整合をとった計画として策定するものです。

3 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

（年度）

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
高岡市子ども・子育て支援事業計画									
					第2期高岡市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定過程

〔アンケート調査の実施〕

本計画の策定にあたり、子育て家庭における子育てに関する状況や、これからの子育て施策への期待等を把握するため、就学前児童の保護者及び小学生の保護者に対し、「子育て支援に関するアンケート調査」を平成31（2019）年2月に実施しました。

〔子ども・子育て会議の設置〕

本計画の策定にあたっては、関係者及び市民の意見を広く聴取するため、市民の代表や学識経験者、教育・保育関係者、児童福祉分野各方面の有識者等により構成される「高岡市子ども・子育て会議」を開催し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

〔パブリックコメントの実施〕

本計画について、市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを令和元（2019）年12月20日～令和2（2020）年1月20日までの間に実施し、市民意見の反映を行いました。

第2章 高岡市の現状

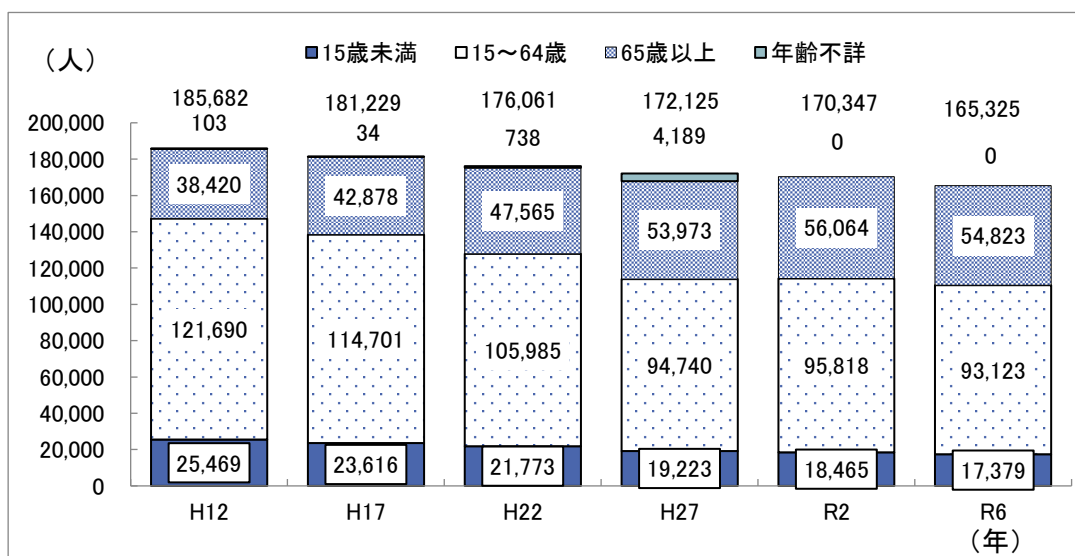
1 人口等の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、昭和60年をピークに減少傾向が続いており、平成12年頃を境に減少の割合が拡大し、平成27年には172,125人と依然減少傾向にあります。

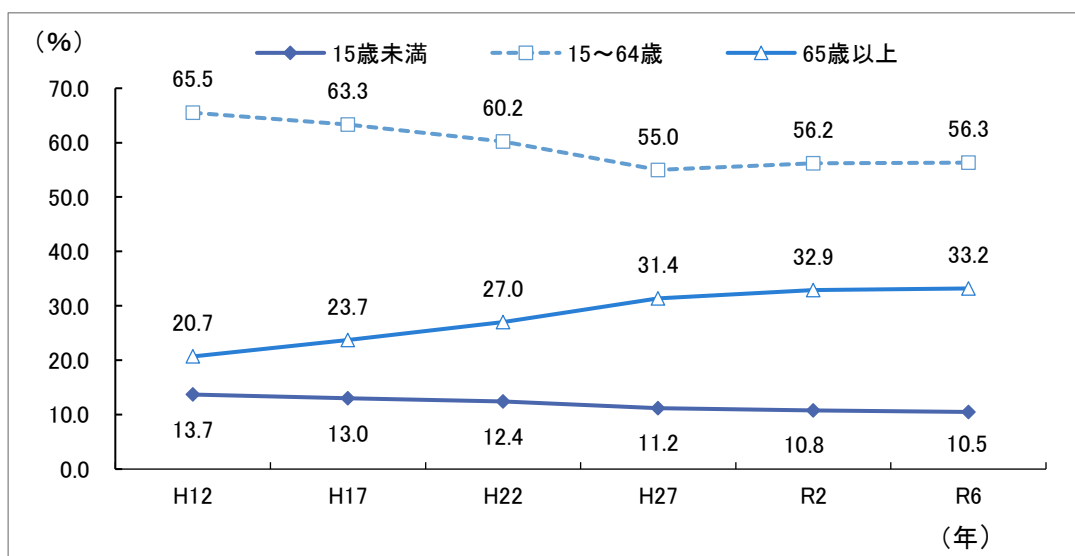
年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少し続け、老年人口（65歳以上）は増加しています。

図表 年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査（H12～H27）、子ども・子育て課 将来推計人口（R2、R6）

図表 年齢別3区別人口割合の推移

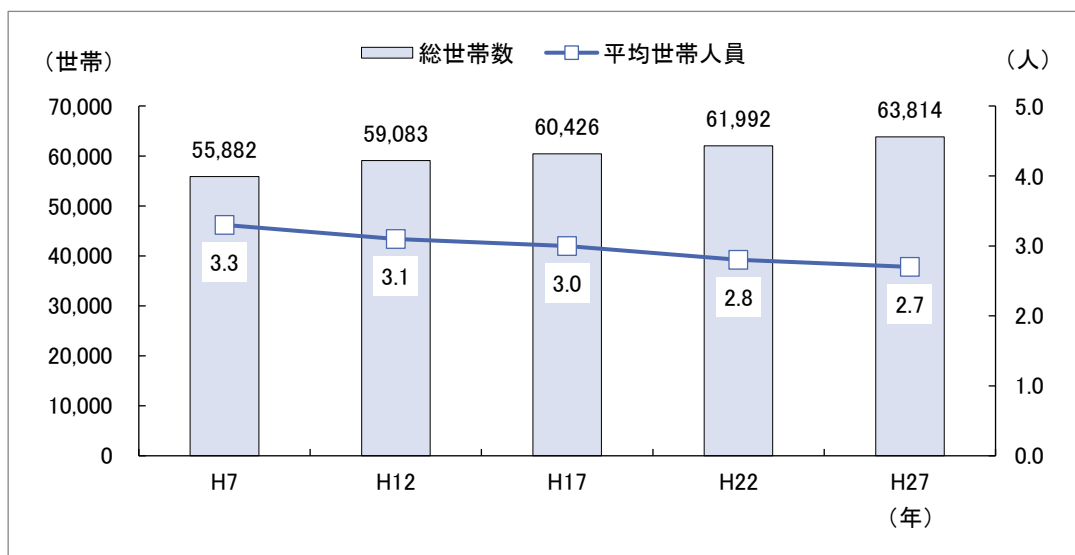


資料：国勢調査（H12～H27）、子ども・子育て課 将来推計人口（R2、R6）

(2) 世帯数の推移

本市の世帯数は増加を続け、平成 27 年には 63,814 世帯となった一方で、平均世帯人員は減少を続け、平成 27 年には 2.7 人/世帯となっており、核家族化が進行し続けていることがわかります。

図表 世帯数及び平均世帯人員の推移

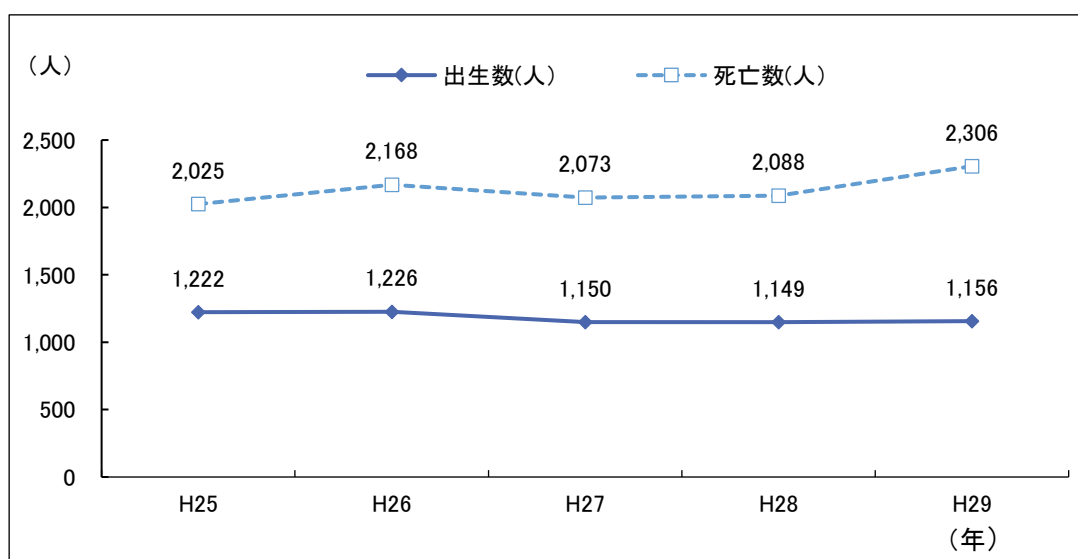


資料：国勢調査

(3) 自然動態

出生数、死亡数ともに増減を繰り返しており、死亡数が出生数を上回る自然減少の状態が続いています。

図表 出生数及び死亡数の推移



資料：人口動態統計

図表 出生数及び出生率（人口千対）

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
国出生率（-）		8.2	8.0	8.0	7.8	7.6
県出生率（-）		7.3	7.1	7.2	7.0	6.9
市	出生数（人）	1,222	1,226	1,150	1,149	1,156
	出生率（-）	7.2	7.2	6.8	6.9	7.0

資料：人口動態統計

図表 死亡数及び死亡率（人口千対）

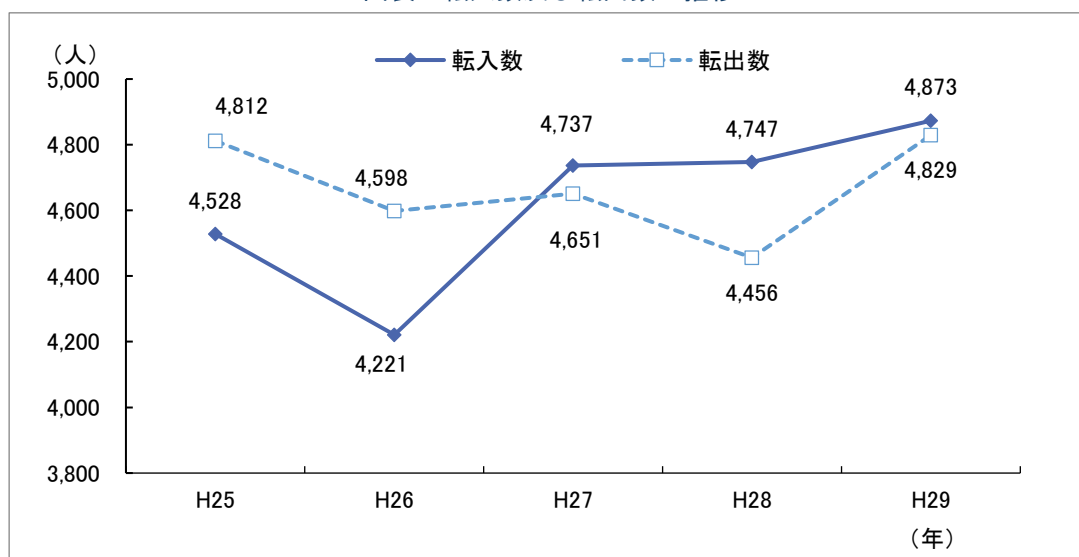
		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
全体	国死亡率（-）	10.1	10.1	10.3	10.5	10.8
	県死亡率（-）	11.8	11.9	12.1	12.3	12.6
	市					
	死亡数（人）	2,025	2,168	2,073	2,088	2,306
乳児	死亡率（-）	11.9	12.8	12.2	12.5	13.9
	国死亡率（-）	2.1	2.1	1.9	2.0	1.9
	県死亡率（-）	2.7	2.2	1.5	2.2	1.3
	市					
	死亡数（人）	3	2	-	5	-
	死亡率（-）	2.5	1.6	-	4.4	-

資料：人口動態統計

（４）社会動態

平成 27 年度からは、転入数が転出数を上回る状態が続いています。

図表 転入数及び転出数の推移



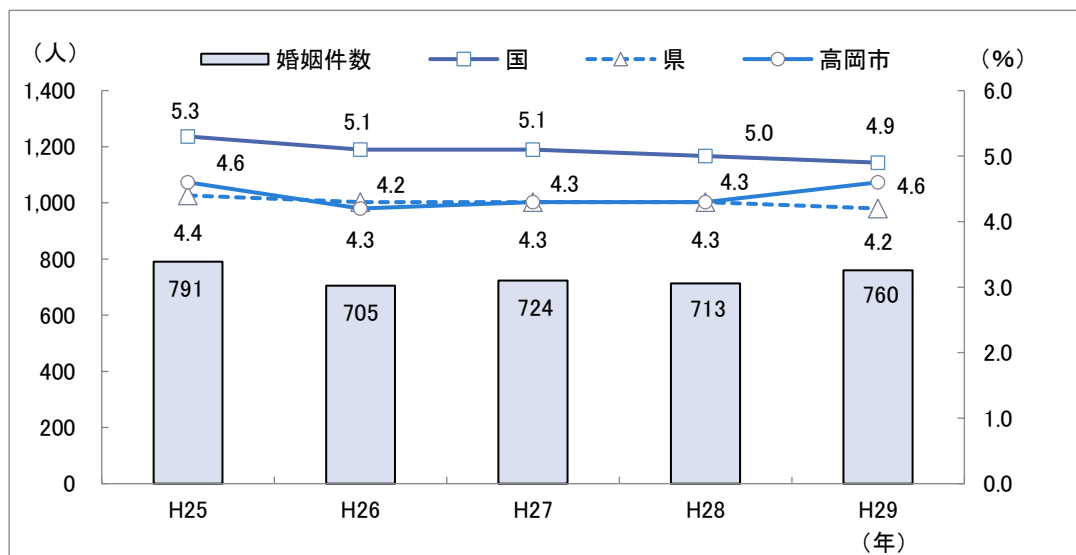
資料：高岡市統計書（各年 12 月 31 日現在）

(5) 婚姻状況

婚姻件数は、平成 25 年度以降増減を繰り返しています。

婚姻率は、県水準と概ね同様に 4% 強で推移しており、全国水準よりも下回っています。

図表 婚姻件数及び婚姻率（人口千対）の推移



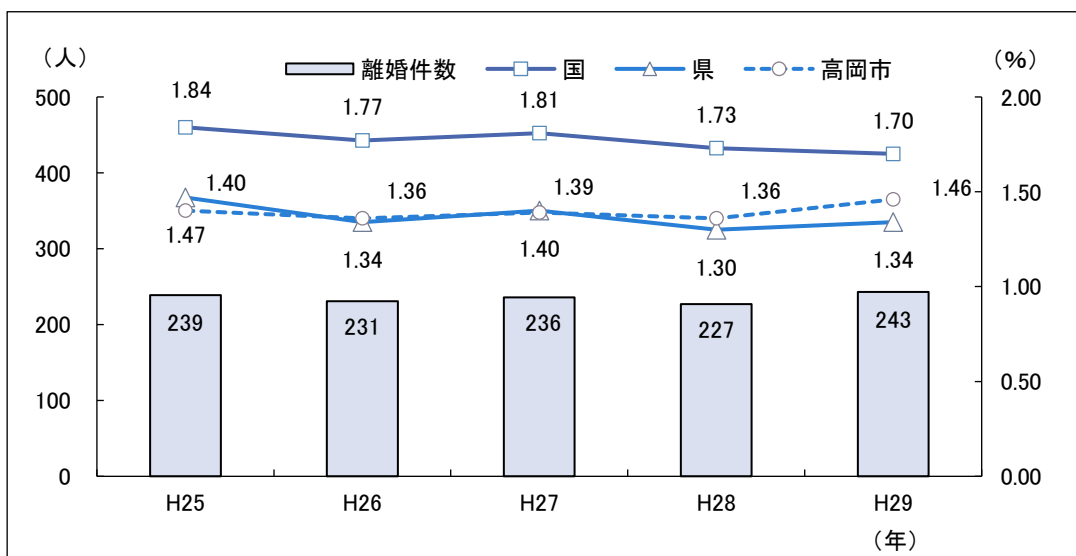
資料：人口動態統計

(6) 離婚件数

離婚件数は、平成 25 年度以降、概ね同程度で推移しています。

離婚率は、県水準と概ね同様に 1.4% 程度で推移しており、全国水準より下回っています。

図表 離婚件数及び離婚率（人口千対）の推移

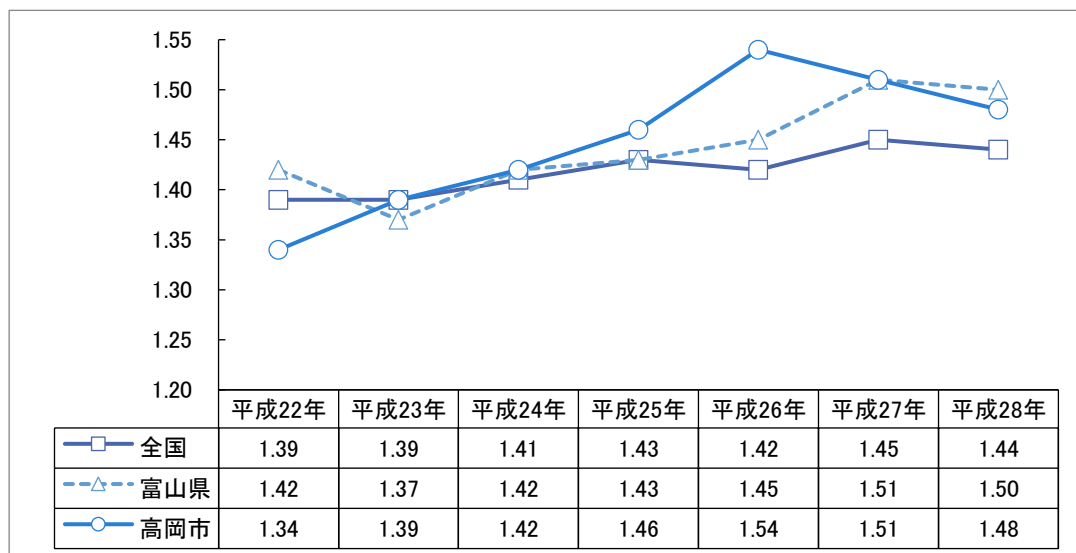


資料：人口動態統計

(7) 合計特殊出生率

高岡市の合計特殊出生率は富山県と同水準で推移しており、平成28年は1.48となっています。全国では増減を繰り返しており、平成28年は1.44となっています。

図表 合計特殊出生率の推移



資料：保健統計年報（全国・富山県）、高岡厚生センターの事業概要（高岡市）

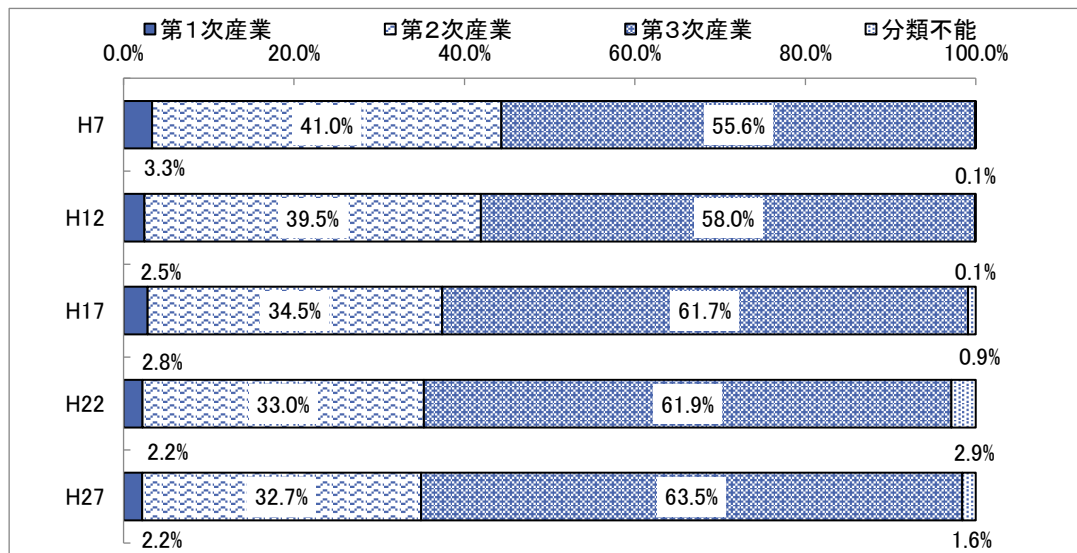
2 産業等の状況

(1) 産業別就業率の推移

産業別就業率の推移をみると、各年いずれも第3次産業の占める割合がもっとも多くなっています。

また、第2次産業の就業率は減少し、第3次産業の就業率は増加傾向が続いています。

図表 産業別就業率の推移



資料：国勢調査

図表 産業別就業人口の推移

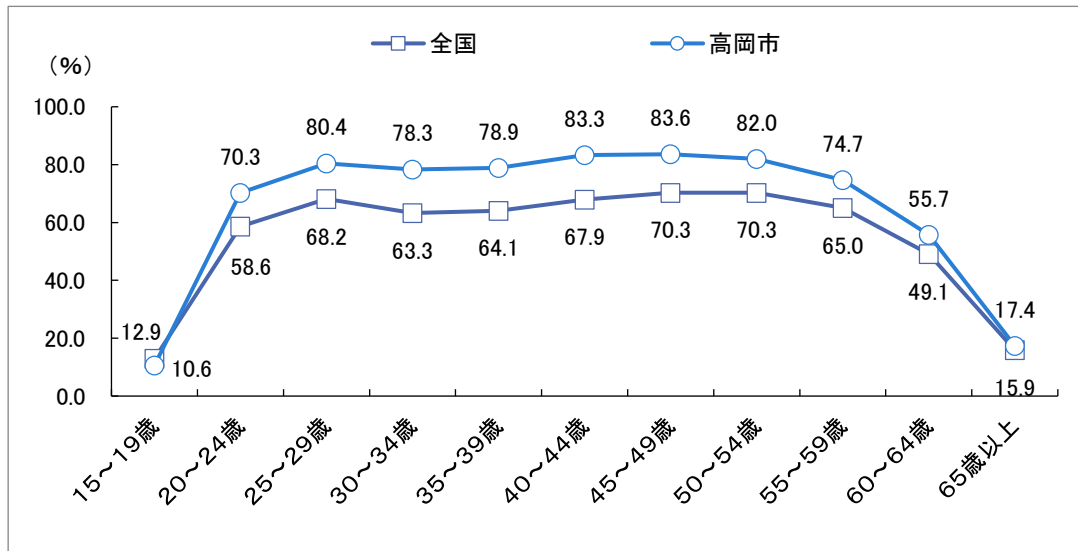
	就業者数				
	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総数 (人)	102,082	98,762	93,949	86,985	85,832
第 1 次産業 (人)	3,417	2,434	2,646	1,941	1,868
第 2 次産業 (人)	41,851	38,981	32,458	28,727	28,097
第 3 次産業 (人)	56,762	57,277	57,973	53,820	54,505
分類不能 (人)	52	70	872	2,497	1,362

資料：国勢調査

(2) 女性の年齢別就業率の状況

本市の女性の年齢別就業率は、20 歳以上のすべての年齢において、全国平均より高い就業率となっています。

図表 女性の年齢別就業率



資料：国勢調査

図表 女性の年齢別就業者数及び就業率

	平成 22 年				平成 27 年			
	高岡市			全国	高岡市			全国
	15 歳以上人口 (人)	就業者数 (人)	就業率 (%)	就業率 (%)	15 歳以上人口 (人)	就業者数 (人)	就業率 (%)	就業率 (%)
就業者数	80,909	39,064	48.3		78,218	38,975	49.8	
15～19 歳	3,619	334	9.2	13.3	3,616	383	10.6	12.9
20～24 歳	3,313	2,243	67.7	60.3	3,018	2,123	70.3	58.6
25～29 歳	4,151	3,117	75.1	67.1	3,442	2,769	80.4	68.2
30～34 歳	4,930	3,495	70.9	60.6	4,134	3,237	78.3	63.3
35～39 歳	6,261	4,698	75.0	60.4	4,911	3,873	78.9	64.1
40～44 歳	5,576	4,370	78.4	65.1	6,217	5,180	83.3	67.9
45～49 歳	5,116	4,148	81.1	69.3	5,471	4,574	83.6	70.3
50～54 歳	5,240	4,076	77.8	68.1	5,047	4,137	82.0	70.3
55～59 歳	6,358	4,372	68.8	59.7	5,125	3,830	74.7	65.0
60～64 歳	8,473	4,261	50.3	44.0	6,203	3,459	55.7	49.1
65 歳以上	27,872	3,950	14.2	13.8	31,034	5,410	17.4	15.9

資料：国勢調査

3 子どもに関する施策の状況

(1) 保育サービスの状況

① 認可保育所・認定こども園・事業所内保育所

本市では、平成31年4月1日現在、49か所（認可保育所32か所、認可認定こども園16か所、認可事業所内保育所1か所）において、保護者の就労等の事情により家庭での保育が困難な0歳から就学前の子どもの保育を実施しています。

図表 認可保育所数、入所者数等の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
認可保育所数（か所）	42	39	37	36	32
入所者数（人）	3,866	3,775	3,466	3,429	2,829
定員（人）	4,450	4,240	3,860	3,901	3,320
入所待機児童数（人）	0	0	0	0	0

資料：子ども・子育て課（各年度4月1日現在）

図表 認可認定こども園数、入所者数等の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
認可認定こども園数（か所）	4	6	9	11	16
入所者数（人）	教育	225	265	340	397
	保育	345	475	890	1,561
定員（人）	教育	316	356	466	509
	保育	409	575	1,125	1,768
入所待機児童数（人）	0	0	0	0	0

資料：子ども・子育て課（各年度4月1日現在）

図表 認可事業所内保育所数、入所者数等の推移

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
認可事業所内保育所数（か所）	1	1	1
入所者数	地域枠（人）	2	4
	従業員枠（人）	0	0
定員	地域枠（人）	3	3
	従業員枠（人）	7	7
入所待機児童数（人）	0	0	0

資料：子ども・子育て課（各年度4月1日現在）

図表 認可保育所ごとの入所者数等の状況

施設名		定員 (人)	利用者数 (人)	特別保育					
				延長	一時	障がい児	体調不良	病後児	休日
公立	中央	60	57		○	○			
	西部	110	85	～19 時		○	○		
	北部	50	30			○			
	伏木古府	120	95	～19 時	○	○	○		
	佐野	80	51			○			
	太田	60	41			○			
	二塚	80	63			○			
	川原	60	50			○			
	戸出	80	59	～19 時		○	○		
	戸出東部	60	27			○			
	はおか	90	75			○			
	万葉なかよし	140	124	～19 時		○	○		
	牧野かぐら	150	92	～19 時		○			
私立	さくら	140	120	～19 時	○	○	○		
	南部	60	57	～19 時	○	○			
	成美	120	103	～19 時	○	○	○		
	正徳	60	48	～19 時	○	○	○		
	伏木	100	93	～19 時	○	○			
	吉久ひなどり	60	57	～19 時	○	○	○		
	和田	140	115	～19 時	○	○	○		
	国吉光徳	50	49	～19 時	○	○			
	石堤	50	42	～19 時	○	○			
	立野	60	60	～19 時	○	○	○		
	市野瀬	100	96	～19 時	○	○	○		
	戸出北部	90	83	～19 時	○	○	○		
	野村	240	197	～22 時		○	○		
	すみれ	110	101	～19 時	○	○	○		
	つくし	140	137	～19 時	○	○			
	福岡ひばり	160	155	～19 時	○	○	○		
	戸出西部	150	150	～19 時	○	○	○		
	定塚	130	113	～20 時		○	○		
	牧野みどり	220	204	～19 時		○	○		
合計		3,320	2,829						

資料：子ども・子育て課（平成 31 年 4 月 1 日現在）

図表 認可認定こども園ごとの入所者数等の状況

施設名		定員(人)		利用者数(人)		特別保育					
		保育	教育	保育	教育	延長	一時	障がい児	体調不良	病後児	休日
公立	福岡あおぞら	70	15	46	2	～19時		○			
私立	かたかご	140	110	117	64	～19時		○	○		
	福岡	110	35	104	33	～19時	○	○			○
	こばと	90	135	84	114	～19時		○	○		
	坂ノ下	65	15	50	15	～19時	○	○			
	ふたば	140	6	133	6	～20時	○	○	○	○	
	中田	100	10	82	7	～19時	○	○	○		
	みつば	243	7	231	7	～19時	○	○	○		○
	いずみ	61	99	57	94		○	○	○		
	国吉ちくば	47	3	38	1	～19時	○	○	○		
	般若野	56	4	40	2	～19時	○	○			
	高岡	107	3	104	1	～20時	○	○	○	○	○
	若葉	160	6	158	4	～19時	○	○	○		
	上関	147	3	143	2	～19時	○	○	○		○
	能町	165	5	155	0	～19時		○	○		
	第二	67	53	19	45	～19時		○			
合計		1,768	509	1,561	397						

資料：子ども・子育て課（平成31年4月1日現在）

図表 認可事業所内保育所ごとの入所者数

施設名	定員(人)		利用者数(人)	
	地域枠	従業員枠	地域枠	従業員枠
あさひ	3	7	3	0

資料：子ども・子育て課（平成31年4月1日現在）

② 子育て支援センター事業

以下の施設において、子育ての相談支援や、親同士の交流の場、子育て情報の提供を行っています。

図表 子育て支援センターの開設状況

施設名	開設状況
高岡子育て支援センター	木曜日～火曜日 10時～16時
福岡子育て支援センター	月曜日～金曜日 9時～16時
万葉なかよし保育園 子育て支援センター	月曜日～金曜日 9時30分～15時30分

資料：子ども・子育て課（平成31年4月1日現在）

図表 子育て支援センター開設日数及び利用数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開設日数（日）	308	307	308	308
来所利用数（組）	39,007	37,487	37,640	44,951
相談利用数（件）	4,581	4,635	5,284	5,280
来所（件）	3,939	3,921	4,488	4,445
電話（件）	131	126	115	148
教室（件）	511	588	681	687

資料：子ども・子育て課（各年度4月1日現在）

子どもについての相談は、平成27年度の4,581件から著しく増加を続け、平成30年度は5,280件となっています。

図表 相談件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
0歳（件）	2,044	1,791	2,391	2,491
1歳（件）	1,603	1,634	1,784	1,442
2歳（件）	587	889	875	899
3歳以上（件）	347	321	234	448
合計（件）	4,581	4,635	5,284	5,280

資料：子ども・子育て課

相談内容については、発育・発達に関する相談がもっとも多くなっています。

図表 内容別相談件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
基本的生活習慣（睡眠、食事、排泄等）（件）	1,142	1,200	1,425	1,385
発育・発達（歩行、言葉、社会性、性格、肥満等）（件）	1,364	1,477	1,908	1,595
医学的な問題（皮膚疾患、風邪症状、発熱、投薬等）（件）	406	360	383	347
生活環境（家庭内、近隣、地域等）（件）	451	235	276	347
育児方法（健康面、しつけ、教育の仕方等）（件）	300	182	185	368
その他（学校、園生活、情報提供等）（件）	918	1,181	1,107	1,238
合計（件）	4,581	4,635	5,284	5,280

資料：子ども・子育て課

子育て支援センターでは、むし歯予防教室、あおぞら広場、8か月赤ちゃんのつどいなど、子育てに関する様々な教室を行っています。

図表 育児教室

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
むし歯予防教室	回数	10	10	10	9	9
	人数	325	327	267	279	224
あおぞら広場	回数	5	5	7	5	5
	人数	224	197	161	159	156
8か月赤ちゃんのつどい	回数	12	12	12	12	12
	人数	354	406	317	290	289
SOS救急教室	回数	4	5	5	5	5
	人数	95	112	73	76	97
離乳食・栄養セミナー	回数	8	9	39	12	19
	人数	268	272	273	296	511
すこやかトーク ※平成 27 年度まですくすくトーク子育てミーテ ィングとして実施	回数	7	5	6	4	4
	人数	165	128	105	70	116
リトミック教室 ※平成 27 年度までわくわく広場親子ふれあい遊 びとして実施	回数	17	13	12	12	12
	人数	669	556	290	297	299
すくすく（健康相談・身体測定）	回数	24	24	24	24	24
	人数	1,200	1,123	741	688	846
おはなしタイム	回数	18	18	40	17	18
	人数	566	567	322	284	376
にこにこ赤ちゃんの集いハグくみ baby ※平成 27 年度までははいはいよちよち baby・1 歳 として実施	回数	24	24	18	23	22
	人数	641	621	279	358	399
作って遊ぼう	回数	18	6	14	13	12
	人数	595	326	258	273	293
その他	回数	111	102	77	96	102
	人数	2,642	2,024	1,423	1,880	2,141

資料：子ども・子育て課

図表 子育て支援事業（児童館・児童センター）の実施状況

施設名	実施期間
伏木児童館 (Friendly ふしき)	月曜日～土曜日 10 時～17 時 30 分
野村児童センター (Friendly のむら)	火曜日～日曜日（第 3 日曜日除く） 10 時～17 時 30 分
西部児童センター (Friendly せいぶ)	火曜日～日曜日（第 3 日曜日除く） 10 時～17 時 30 分
戸出児童センター (Friendly といで)	火曜日～日曜日（第 3 日曜日除く） 10 時～17 時 30 分
福岡児童館 (Friendly ふくおか)	月曜日～土曜日 10 時～17 時 30 分

③ 子育てサロン

子育てに関する相談や情報交換、親同士の仲間づくり、子ども同士の交流等ができる場です。平成31年4月1日現在、49か所（公立保育所12か所、私立保育所17か所、公立認定こども園1か所、私立認定こども園15か所、私立幼稚園4か所）で実施しています。

図表 公立保育所の子育てサロン

施設名	実施日	時間	施設名	実施日	時間
中央	毎週木曜日	10:00～11:00	二塚	月4回水曜日	10:00～11:00
西部	月2～3回水曜日	10:00～11:00	川原	月2～3回木曜日	10:00～11:00
北部	月2～3回水曜日	10:00～11:00	戸出	毎週水曜日	10:00～11:00
伏木古府	月2回水曜日	10:00～11:00	戸出東部	月3回水曜日	10:00～11:00
佐野	月2～3回木曜日	10:00～11:00	はおか	月3回火曜日	10:00～11:00
太田	月3回木曜日	10:00～11:00	牧野かぐら	月2回水曜日	10:00～11:00

資料：子ども・子育て課（平成31年4月1日）

図表 私立保育所の子育てサロン

施設名	実施日	時間	施設名	実施日	時間
南部	第1・2火曜日	10:00～11:00	戸出北部	毎週木曜日	10:00～11:00
正徳	毎週水曜日	10:00～11:00	野村	第4水曜日	10:00～11:00
伏木	第2・第4水曜日	10:00～11:00	すみれ	毎週火曜日	10:00～11:00
吉久ひなどり	毎週火曜日 (5月～2月)	10:00～11:00	つくし	第3水曜日	10:00～11:00
和田	不定期	9:00～12:00	福岡ひばり	第3水曜日	9:40～11:00
国吉光徳	第2・4木曜日	10:00～11:00	戸出西部	毎週水曜日	10:00～11:00
石堤	毎週火曜日	10:00～11:00	定塚	第1水曜日	10:00～11:00
立野	毎週木曜日	10:00～11:30	牧野みどり	月1回水曜日	10:00～11:00
市野瀬	月2回木曜日	10:00～11:00			

資料：子ども・子育て課（平成31年4月1日）

図表 公立認定こども園の子育てサロン

施設名	実施日	時間
福岡あおぞら	月 2 回木曜日	10:00～11:00

資料：子ども・子育て課（平成 31 年 4 月 1 日）

図表 私立認定こども園の子育てサロン

施設名	実施日	時間
かたかご	月 3 回火曜日	10:00～11:15
福岡	月 1 回水曜日	10:00～11:00
こばと	月 2 ～ 4 回 不定（幼）	10:30～11:45
	月 1 回火曜日 （保）	10:00～11:00
坂ノ下	年約 10 回	10:00～11:30
ふたば	毎週水曜日	9:30～11:00
中田	第 2 ・ 4 火曜日	10:00～11:30
みつば	毎週水・木・金曜日	10:00～12:00
いずみ	毎週月曜日（1・2歳）	10:00～11:30
	月 1 ～ 2 回（未就園児）（水・木・金のいずれか）	10:00～11:30 13:00～14:30
国吉ちくば	月 3 回火曜日	10:00～11:20
般若野	第 1 ・ 2 ・ 3 水曜日	10:00～11:30
高岡	毎週火・金曜日	10:00～11:30
若葉	第 4 水曜日	10:00～11:00
上関	月 2 回木曜日	10:00～11:00
能町	月 3 回木曜日	9:30～11:00
第二	月 1 回木曜日	10:30～11:30

資料：子ども・子育て課（平成 31 年 4 月 1 日）

図表 私立幼稚園の子育てサロン

施設名	実施日	時間
第一	月 1 ～ 2 回	10:20～11:30
第三	月 1 ～ 2 回	10:20～11:30
ひかり	月 2 回金曜日	9:50～11:10
福岡ひばり	第 3 水曜日	9:40～11:00

資料：子ども・子育て課（平成 31 年 4 月 1 日）

（２）幼稚園、小中学の状況

① 幼稚園

本市には、私立幼稚園が５か所あります。平成 27 年度以降、認定こどもへの移行に伴い、施設数、園児数ともに減少しています。

図表 幼稚園数、園児数等の推移

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
幼稚園数 （か所）	公立	1	0	0	0	0
	私立	8	7	6	6	5
園児数 （人）	公立	8	0	0	0	0
	私立	712	694	576	522	467
定員（人）		1,485	1,440	1,045	1,045	960

資料：子ども・子育て課（各年度５月１日現在）

② 小学校

本市には、公立小学校が 26 か所あります。児童数は減少傾向にあり、平成 27 年度の 8,149 人から平成 31 年度は 7,494 人と、655 人減少しています。

図表 小学校数、児童数の推移

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
小学校数（か所）		26	26	26	26	26
総児童数（人）		8,149	7,934	7,703	7,609	7,494
学年別児童数 （人）	1 年生	1,322	1,247	1,182	1,245	1,199
	2 年生	1,273	1,315	1,249	1,179	1,250
	3 年生	1,349	1,268	1,316	1,249	1,180

資料：学校教育課（各年度５月１日現在）

③ 中学校

本市には、公立中学校が 12 か所あります。生徒数は減少傾向にあり、平成 27 年度の 4,469 人から平成 31 年度は 4,018 人と、451 人減少しています。

図表 中学校数、生徒数の推移

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
中学校数（か所）		12	12	12	12	12
総生徒数（人）		4,469	4,334	4,258	4,115	4,018
学年別生徒数（人）	1 年生	1,447	1,411	1,394	1,315	1,322
	2 年生	1,473	1,447	1,414	1,389	1,313
	3 年生	1,549	1,476	1,450	1,411	1,383

資料：学校教育課（各年度 5 月 1 日現在）

（３）障がい児の療育等の状況

① きずな子ども発達支援センター

心身の発達に特別な配慮や支援が必要な子どもが通園し、医療・看護・訓練・保育が連携して療育を行っています。平成 31 年 4 月 1 日現在、肢体不自由児クラスには 14 人、知的障がい・発達障がいクラスには 29 人の子どもが通園しています。

図表 きずな子ども発達支援センターの通園児童数

	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
肢体不自由児クラス（人）	0	0	5	3	6	14
知的障がい・発達障がいクラス（人）	0	0	8	8	13	29
合計	0	0	13	11	19	43

資料：きずな子ども発達支援センター（平成 31 年 4 月 1 日現在）

② 特別支援学校数、児童・生徒数の推移

本市には特別支援学校が1か所あり、平成31年度は、小学部と中学部を合わせて、27人が通学しています。

図表 特別支援学校数、児童・生徒数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
特別支援学校数（か所）	1	1	1	1	1
小学部児童数（人）	23	21	22	20	19
中学部生徒数（人）	10	10	10	8	8
合計（人）	33	31	32	28	27

資料：市内各特別支援教育諸学校（各年度5月1日現在）

（４）児童の健全育成対策

① 放課後児童クラブ

昼間保護者のいない家庭の児童に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供するため、地域住民の協力を得て放課後児童クラブを設置し、家庭、地域と一体となって児童の健全育成に努めています。

すべての小学校区に設置されており、利用者数は増加傾向にあります。

図表 放課後児童クラブ数、利用者数の状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
児童クラブ数（か所）	27	29	31	31	34
利用者数（人）	1,166	1,192	1,193	1,190	1,246

資料：子ども・子育て課（各年度4月1日現在）

図表 放課後児童クラブの実施内容

名 称	開設場所	開設時間		利用者数 (人)
		平日	長期休暇	
太田校下児童育成クラブ	太田公民館	14:30～17:30	8:30～17:30	40
能町校下児童育成クラブ	能町小学校敷地内	14:30～18:00	8:00～18:00	42
東五位校下児童育成クラブ	東五位小学校	14:00～18:45	7:30～18:45	43
成美校下ひばり児童育成クラブ	成美小学校	14:30～18:00	8:30～18:00	40
博労校下このゆびとまれ児童育成クラブ	博労小学校	13:00～18:00	8:00～18:00	48
中田校下児童育成クラブ	中田コミュニティセンター	14:00～18:00	8:30～18:00	48
定塚校下児童育成クラブ	定塚小学校	14:00～18:00	8:00～18:00	45
南条校下児童育成クラブ	南条小学校	14:30～18:00	7:30～18:00	37
戸出西部校下児童育成クラブ	戸出西部小学校	13:30～18:00	8:00～18:00	45
野村校下児童育成クラブ	野村児童センター敷地内	14:30～18:30	8:00～18:30	38
伏木たつの子育成クラブ	伏木小学校	14:00～18:00	8:30～18:00	38
木津っ子のびのびクラブ	木津小学校敷地内	13:45～17:30	9:00～17:30	43
下関校下あさがお児童育成クラブ	下関小学校敷地内	14:00～18:00	8:30～18:00	44
戸出東部っ子ふれあいクラブ	戸出東部小学校	14:30～18:00	7:30～18:00	31
西条こぼとキッズ	西条小学校	13:30～18:00	8:00～18:00	39
国吉元気キッズクラブ	国吉ちくば保育園敷地内	13:30～19:00	7:30～19:00	31
横田校下児童育成クラブ	横田小学校	13:30～19:00	7:45～18:30	35
古府校下児童育成クラブ	古府小学校	14:30～18:00	8:00～18:00	30
千鳥丘校下児童育成クラブ	千鳥丘小学校	14:00～18:00	8:00～18:00	39
二塚校下ひまわり児童育成クラブ	二塚小学校	14:30～18:00	8:00～18:00	35
牧野校下児童育成クラブ	牧野小学校前隣接地	14:00～18:00	8:00～18:00	36
かわらっこ育成クラブ	川原小学校前隣接地	14:30～18:00	8:00～18:00	30
万葉にこにこクラブ	万葉小学校	14:30～18:00	8:00～18:00	35
平米校下児童育成クラブ	平米小学校	14:00～17:30	8:00～17:30	27
福岡さくらっ子児童育成クラブ第二	さくら会館3階	14:00～18:30	7:30～18:30	45
石堤学童クラブ	石堤小学校	14:30～18:30	8:00～18:30	30
野村いわせの児童育成クラブ	東部老人福祉センター敷地内	14:30～18:30	8:00～18:30	37
能町おおぞら児童育成クラブ	能町小学校	14:00～18:00	8:00～18:00	31
野村あきはぎ児童育成クラブ	野村小学校	14:30～18:30	8:00～18:30	24
国吉元気キッズクラブジュニア	国吉小学校	13:30～19:00	7:30～19:00	38
福岡さくらっ子児童育成クラブ第一	さくら会館1階	14:00～18:30	7:30～18:30	36
能町おおぞら児童育成クラブ第二	能町小学校	14:00～18:00	8:00～18:00	30
古府校下児童育成クラブ第二	古府小学校	14:30～18:00	8:00～18:00	23
牧野校下第二児童育成クラブ	牧野小学校前隣接地	14:00～18:00	8:00～18:00	32

資料：子ども・子育て課（平成31年4月1日現在）

② 地域組織活動育成事業

地域において、子どもたちの健全育成を進める地域組織活動育成事業を実施しており、平成 31 年度現在、14 クラブが活動しています。

図表 地域組織活動育成事業実施クラブ

名称	拠点となる施設
中田父母クラブ連合会	中田公民館
成美ひばり地域活動クラブ	成美公民館
伏木児童館母親クラブ	伏木児童館
野村児童センター母親クラブ	野村児童センター
戸出児童センター母親クラブ	戸出児童センター
西部児童センター西条母親クラブ	西部児童センター
定塚母親クラブ	定塚公民館
二塚母親クラブ	二塚公民館
東五位地域活動クラブ	東五位公民館
西部児童センター横田母親クラブ	西部児童センター
山王第一母親クラブ	山王公民館
山王第二母親クラブ	山王公民館
山王第三母親クラブ	山王公民館
赤丸母親クラブ	赤丸公民館

資料：子ども・子育て課（平成 31 年 4 月 1 日現在）

③ 児童館・児童センター事業

児童館・児童センターは、地域の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに地域における児童の健全育成活動の拠点となる施設です。

市内に 5 か所あり、平成 30 年度は延約 8 万 5 千人が利用しています。

図表 児童館、児童センターの利用者数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
伏木児童館（人）	21,369	18,922	20,698	13,069	15,377
福岡児童館（人）	21,971	22,940	21,490	20,374	22,348
野村児童センター（人）	18,169	17,786	15,672	11,998	14,491
戸出児童センター（人）	18,040	17,020	17,378	18,071	19,414
西部児童センター（人）	10,987	12,701	12,851	12,501	13,483
合計（人）	90,536	89,369	88,089	76,013	85,113

資料：子ども・子育て課

④ とやまっ子 子育て応援券

子育て家庭の精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るとともに、地域における各種保育サービス等の利用を促進するため、保育サービス等の利用券「とやまっ子 子育て応援券」を配布しています。平成 30 年度は 1,174 人に配布しています。

図表 とやまっ子 子育て応援券

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給人数（人）	1,292	1,252	1,172	1,274	1,174

資料：子ども・子育て課

⑤ ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、仕事や家庭の都合等で子育てを手伝ってほしい人（依頼会員）と子育てを手伝いたい人（協力会員）を登録し、依頼会員から援助の依頼があったとき、協力会員が援助・サポートするよう、仲介を行うものです。

平成 30 年度に、会員登録の更新に伴い会員数が減少しております。援助件数はニーズに応じて増減しています。

図表 ファミリー・サポート・センターの会員数及び援助件数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
依頼会員（人）	540	612	631	665	476
協力会員（人）	218	234	249	253	151
両方会員（人）	48	50	59	62	46
援助件数（件）	1,543	1,640	1,347	862	834

資料：子ども・子育て課（各年度 3 月 31 日現在）

⑥ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、すべての地域に配置され、住民の立場に立って相談に応じたり、様々な援助を行っています。

図表 民生委員・児童委員数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
民生委員・児童委員数（人）	375	375	378	378	378
主任児童委員数（人）	41	41	41	41	41

資料：社会福祉課

(5) 母子保健事業の状況

① 母子健康手帳

母子健康手帳の交付者数は減少傾向にあり、平成 30 年度は平成 26 年度と比べて 152 人減少して、1,076 人となっています。

図表 母子健康手帳の交付者数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
交付者数（人）	1,228	1,228	1,218	1,181	1,076

資料：健康増進課

② 妊婦一般健康診査

お腹の赤ちゃんの育ち具合や、母親の健康状態を確認しています。また子宮頸部がん検診も併せて実施しています。

図表 妊婦一般健康診査の受診回数等の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回数（回）	14	14	14	14	14
受診票交付者数（人）	1,280	1,290	1,285	1,232	1,122
延受診者数（人）	15,096	14,298	14,146	14,900	13,315

資料：健康増進課

③ 乳児一般健康診査

乳児の異常の早期発見に努め、健康管理を促しています。受診者数は平成 26 年度以降、1,900～2,000 人程度で推移しています。

図表 乳児一般健康診査の受診状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回数（回）	2	2	2	2	2
対象者数（人）	1,265	1,254	1,217	1,283	1,170
延受診者数（人）	2,069	2,043	1,913	1,959	2,075

資料：健康増進課

④ 乳幼児健康診査

乳幼児の病気の予防と早期発見、健康保持増進を目的として実施しています。健診内容は、身体測定、医師の診察、発育時期に合わせた指導、歯の相談などです。3か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査の受診率はいずれも96%を超えています。

図表 3か月児健康診査の回数等の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回数（回）	30	29	29	29	29
対象者数（人）	1,253	1,171	1,172	1,168	1,138
受診者数（人）	1,239	1,157	1,154	1,152	1,125
受診率（％）	98.9	98.8	98.5	98.6	98.9

資料：健康増進課

図表 1歳6か月児健康診査の回数等の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回数（回）	34	33	33	33	32
対象者数（人）	1,250	1,226	1,216	1,182	1,165
受診者数（人）	1,223	1,210	1,193	1,160	1,154
受診率（％）	97.8	98.7	98.1	98.1	99.1

資料：健康増進課

図表 3歳児健康診査の回数等の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回数（回）	31	31	30	30	30
対象者数（人）	1,219	1,249	1,238	1,214	1,193
受診者数（人）	1,181	1,220	1,213	1,186	1,168
受診率（％）	96.9	97.7	98.0	97.7	97.9

資料：健康増進課

図表 歯科健康診査の受診状況

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 歳 6 か月児 健康診査	回数（回）	34	33	33	33	32
	歯科健診 受診者数（人）	1, 223	1, 210	1, 193	1, 160	1, 154
	フッ素塗布者数 （人）	1, 132	1, 113	1, 078	1, 067	1, 047
むし歯予防 フッ素塗布教室 （2 歳 0 か月 児）	回数（回）	12	12	12	12	12
	歯科健診 受診者数（人）	466	478	460	422	425
	フッ素塗布者数 （人）	466	478	460	422	425
むし歯予防 フッ素塗布教室 （2 歳 6 か月 児）	回数（回）	12	12	12	12	12
	歯科健診 受診者数（人）	431	422	415	383	394
	フッ素塗布者数 （人）	431	422	415	383	394
むし歯予防 フッ素塗布教室 （3 歳 0 か月 児）	回数（回）	31	31	30	30	30
	歯科健診 受診者数（人）	373	308	321	292	330
	フッ素塗布者数 （人）	373	308	321	292	330
3 歳児健康診査 （3 歳 6 か月 児）	回数（回）	31	31	30	30	30
	歯科健診 受診者数（人）	1, 181	1, 220	1, 213	1, 186	1, 168
	フッ素塗布者数 （人）	942	980	956	930	866

資料：健康増進課

⑤ 妊産婦・乳幼児健康相談

妊娠、出産または育児に関して個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行っています。
平成 27 年度からは新たに産後ケアも加わりました。

図表 妊産婦・乳幼児健康相談の回数等の推移

	内容	対象		年度				
				平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
総合健康 相談	育児や健康につ いての相談	妊産婦、乳幼児及 び保護者	回数 (回)	768	771	765	765	570
			人数 (人)	3,156	3,509	1,239	1,155	639
巡回健康 相談・教 室	保育所や地区公 民館等の依頼に より実施	乳幼児、保護者等	回数 (回)	107	148	144	134	126
			人数 (人)	2,088	1,427	1,230	1,059	1,069
幼児保健 相談	発達相談、遊び の指導	言語・社会性・精 神発達等に遅れの 疑いのある幼児	回数 (回)	11	19	18	26	18
			人数 (人)	165	189	158	175	160
未熟児 発達相談	発達相談、遊び の指導	身体・精神発達等 に遅れの疑いのある未熟児及び保護者	回数 (回)	6	6	6	5	4
			人数 (人)	37	58	52	37	35
産後ケア	デイケア 利用は 7 回まで 自己負担金 2,000 円	産後 3 か月未満の 産婦・乳児で体調 不良や育児不安が	実人数 (人)	—	2	5	11	8
			延利用 者数 (人)	—	14	11	30	25
	訪問ケア 利用は 7 回まで 自己負担金 1,000 円	あり、家族等から 援助が受けられな い者	実人数 (人)	—	10	9	27	18
			延利用 者数 (人)	—	63	42	109	72

資料：健康増進課

⑥ パパとママの育児講座

夫婦で子育てを楽しむことの大切さや分娩時の父親の役割等についての講話を行っています。また、沐浴時の赤ちゃんの扱い方の周知や実習などを行っています。

図表 パパとママの育児講座の回数等の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数（回）	5	5	5	5	2
参加人数（人）	347	336	353	367	163
父親参加率（％）	98.9	98.2	98.3	98.4	97.5

資料：健康増進課

⑦ 乳幼児健康教室

乳幼児の健康の保持増進のため、各種健康教室を実施しています。

図表 妊産婦・乳幼児健康教室の実施状況

	内容	対象	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
はじめての離乳食教室	身体計測・離乳食の進め方、グループワークによる育児相談等	生後 5 ～ 6 か月の乳児とその家族	回数 (回)	12	12	12	12
			人数 (人)	369	366	336	370
むし歯予防フッ素塗布教室（歯科健診に併設）	むし歯予防について、歯科健診・フッ素塗布	2 歳 0 か月児 2 歳 6 か月児	回数 (回)	12	12	12	12
			人数 (人)	897	900	875	805
乳幼児健診併設の健康教室	発育・発達に関すること、予防接種の受け方、離乳食について等（3 か月児健康診査）	3 か月～4 か月児	回数 (回)	30	29	29	29
			人数 (人)	1,239	1,157	1,154	1,152
	むし歯予防について（仕上げ磨き、おやつの与え方、フッ素塗布について等）（1 歳 6 か月児健康診査）	1 歳 6 か月児	回数 (回)	34	33	33	33
			人数 (人)	1,223	1,210	1,193	1,160

資料：健康増進課

⑧ 妊産婦・乳幼児等訪問指導人数の推移

妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、疾病や心身の異常の早期発見に努めるとともに、子育てに関する情報の提供や保健指導を実施しています。

図表 妊産婦・乳幼児等訪問指導人数の推移

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
妊婦	13	16	16	28	25	30	21	24	29	38
産婦	1,396	1,473	1,369	1,456	1,375	1,456	1,397	1,476	1,321	1,410
新生児	626	660	633	665	564	594	594	625	531	554
未熟児	184	209	190	219	181	196	162	167	170	174
乳児	719	791	651	699	674	719	674	746	647	714
幼児	425	510	336	410	232	277	328	402	442	527
計	3,363	3,659	3,195	3,477	3,051	3,272	3,176	3,440	3,140	3,417

資料：健康増進課

⑨ 地域活動事業（母子保健推進員活動事業）

地域における母子保健の一層の向上を図るため、母子保健推進員による乳幼児家庭の子育てを応援する活動を推進しています。

ア 訪問連絡活動

母親が安心して楽しい子育てができるよう、7か月児の訪問連絡活動を行っています。訪問件数は出生数の減少に伴い減少傾向にあり、平成 30 年度は 1,159 人となっています。

図表 訪問連絡活動の訪問件数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問件数（人）	1,232	1,209	1,174	1,144	1,159

資料：健康増進課

イ 赤ちゃんにここ教室

乳児の母親等が気軽に身近な地域で集う場を設け、育児不安の軽減を図り、親子のふれあいや乳幼児の事故予防と応急手当について普及啓発を行う育児支援活動を行っています。平成 30 年度は 84 回実施しています。

図表 教室の実施回数等の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数（回）	79	85	84	84	84
参加組数（組）	723	901	889	671	731

資料：健康増進課

（６）子育て家庭等への経済的支援の状況

① 妊産婦医療費助成事業

疾病の早期発見と適正な医療により、母子の健康保持及び増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成しています。延件数は平成 26 年度以降 800～1,000 件程度で推移しています。

図表 妊産婦医療費助成事業の実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録者数（人）	101	101	97	98	63
延件数（件）	829	956	856	953	805
助成額（千円）	19,209	21,856	23,162	24,139	16,329

資料：子ども・子育て課

② こども医療費助成事業

ア 乳児医療費助成

乳児の健康の保持と福祉の増進を目的に、医療費のうち自己負担分を助成しています。

図表 乳児医療費助成事業の実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録者数（人）	1,140	1,129	1,078	1,177	1,169
延件数（件）	18,755	18,575	18,291	18,084	18,886
助成額（千円）	51,767	49,521	51,471	47,032	56,613

資料：子ども・子育て課

イ こども医療費助成（入院）

満1歳から中学3年生までの子どもの健康の保持と福祉の増進を目的に入院医療費を助成しています。助成件数は800～950件程度で推移しています。

図表 こども医療費助成（入院）の実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録者数（人）	18,213	17,949	17,613	18,104	18,091
延件数（件）	837	920	894	858	925
助成額（千円）	41,039	47,283	42,040	40,717	46,527

資料：子ども・子育て課

ウ こども医療費助成（通院）

満1歳から中学3年生までの子どもを対象に通院医療費を助成しています。延件数、助成額ともに増加傾向にあります。

図表 こども医療費助成（通院）の実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録者数（人）	18,213	17,949	17,613	18,104	18,091
延件数（件）	222,376	241,292	255,884	245,060	252,935
助成額（千円）	400,665	439,121	468,424	446,409	455,615

資料：子ども・子育て課

③ ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の18歳までの子どもとその保護者が保険診療を受けた際の医療費を助成しています。

図表 ひとり親家庭等医療費助成の実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受給世帯（世帯）	1,214	1,202	1,134	1,094	1,029
受給延件数（件）	35,256	34,937	35,507	33,262	32,308
医療費支払額（千円）	109,000	104,505	107,018	107,117	97,337

資料：子ども・子育て課

④ 特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療に要する医療費の一部を助成しています。平成 30 年度は延 344 件の助成を行っています。

図表 特定不妊治療費助成事業の実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延件数（件）	392	496	331	343	344
助成額（千円）	33,536	32,922	20,511	21,920	22,104

資料：子ども・子育て課

⑤ 児童手当

家庭等における生活の安定と次代を担う子どもの健やかな成長に資することを目的として、子どもを養育している人に手当を支給しています。

図表 児童手当の支給実績

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
3 歳未満	延児童数（人）	40,729	39,913	38,167	37,781
	支給額（千円）	601,555	588,665	562,555	555,335
3 歳以上 小学校修了前	延児童数（人）	141,439	138,154	135,652	132,807
	支給額（千円）	1,458,915	1,424,110	1,392,240	1,360,620
中学生	延児童数（人）	52,064	50,227	49,370	48,067
	支給額（千円）	506,935	488,990	478,755	466,290

資料：子ども・子育て課

⑥ 児童扶養手当

ひとり親家庭の経済的な負担を軽減し、健全な家庭生活と子どもの福祉向上を図るため、手当の支給を行っています。平成 26 年度以降、受給者数と児童数はともに減少傾向にあります。

図表 児童扶養手当の支給実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受給者数（人）	1,352	1,311	1,258	1,226	1,170
児童数（人）	1,959	1,882	1,781	1,732	1,631
支給額（千円）	507,438	493,714	476,207	476,193	453,690

資料：子ども・子育て課

⑦ 特別児童扶養手当

精神または身体に障がいのある児童の保護者の経済的負担を軽減し、健全な家庭生活と児童の福祉向上を図るため、手当の支給を行っています。受給者数は 225 人前後で推移しています。

図表 特別児童扶養手当の受給者数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 級（人）	102	98	92	87	86
2 級（人）	120	130	131	136	139
合計（人）	222	228	223	223	225

資料：子ども・子育て課（各年度 4 月 1 日現在）

4 子どもを取り巻く貧困の状況

(1) 全国の子どもの貧困率の状況

平成 28 年の国民生活基礎調査によると、平成 27 年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は、122 万円（名目値）となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は、15.7%となっています。

平成 27 年の「子どもの貧困率」（17 歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない 17 歳以下の子どもの割合）は 13.9%となっており、平成 24 年と比べて減少しています。

また、「子どもがいる現役世帯」（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員についてみると、12.9%となっており、そのうち「大人が一人」の世帯では 50.8%、「大人が二人以上」の世帯員では 10.7%となっています。

図表 全国の貧困率の推移（※1）

	昭和 60 年	昭和 63 年	平成 3 年	平成 6 年	平成 9 年	平成 12 年	平成 15 年	平成 18 年	平成 21 年	平成 24 年	平成 27 年
相対的貧困率（%）	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7
子どもの貧困率（%）	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯（%）	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人（%）	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上（%）	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
中央値（a）	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244
貧困線（a/2）	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

注：1）平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2）平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。

3）貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

4）大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

5）等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

■貧困率（相対的貧困率）の算出方法

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいいます。

貧困線とは、国民の等価可処分所得の中央値の半分の値をいいます。

等価可処分所得とは、世帯全体の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得をいいます。

（２）本市の子どもの貧困の状況

本市の相対的低所得線は、平成 28 年度に比べ増加しています。

図表 家庭の相対的低所得線

	平成 28 年度	平成 30 年度
就学前のお子さんがある家庭	192.5 万円 (中央値 275 万円)	203.5 万円 (中央値 291 万円)
小学生のお子さんがある家庭	192.5 万円 (中央値 275 万円)	227.5 万円 (中央値 325 万円)

注) 相対的所得線とは、調査にご協力いただいた世帯の中から、「世帯収入」及び「世帯員数」について回答があった世帯の世帯収入を世帯人数の平方根で割って調整した「等価世帯収入」を算出し、中央値の 70%として算出したものです。

注) 本調査では、世帯の「所得」ではなく、「収入」を調査していることから、厚生労働省が公表している平成 27 年の貧困線 122 万円（平成 28 年国民生活基礎調査）とは集計基準が違っており、単純比較はできません。

（３）本市における生活保護世帯の状況

本市の生活保護率は全国平均よりも大幅に低く、緩やかに減少しています。

図表 生活保護率（年度平均）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
国（‰）	17.0	17.0	16.9	16.8	-
県（‰）	2.7	2.7	2.7	2.7	-
高岡市（‰）	4.67	4.61	4.58	4.42	4.15

資料：社会福祉課、厚生労働省「被保護者調査」

※ 生活保護率は、1,000 分の 1 単位（‰）で表記

※ 年度平均：毎月末の総数の平均値

(4) 本市の子どもの人数、児童扶養手当の受給者数の状況

子どもの人数及び児童扶養手当の受給者数は緩やかに減少しています。

図表 本市の子ども数に占める児童扶養手当受給対象児童数の割合の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童扶養手当受給者数（人）	1,352	1,311	1,258	1,226	1,170
児童扶養手当受給対象児童数（人）（A）	1,959	1,882	1,781	1,732	1,631
子どもの数（0歳～18歳以下）（人）（B）	27,092	26,631	26,222	25,726	25,370
A/B（％）	7.2	7.1	6.8	6.7	6.4

資料：子ども・子育て課

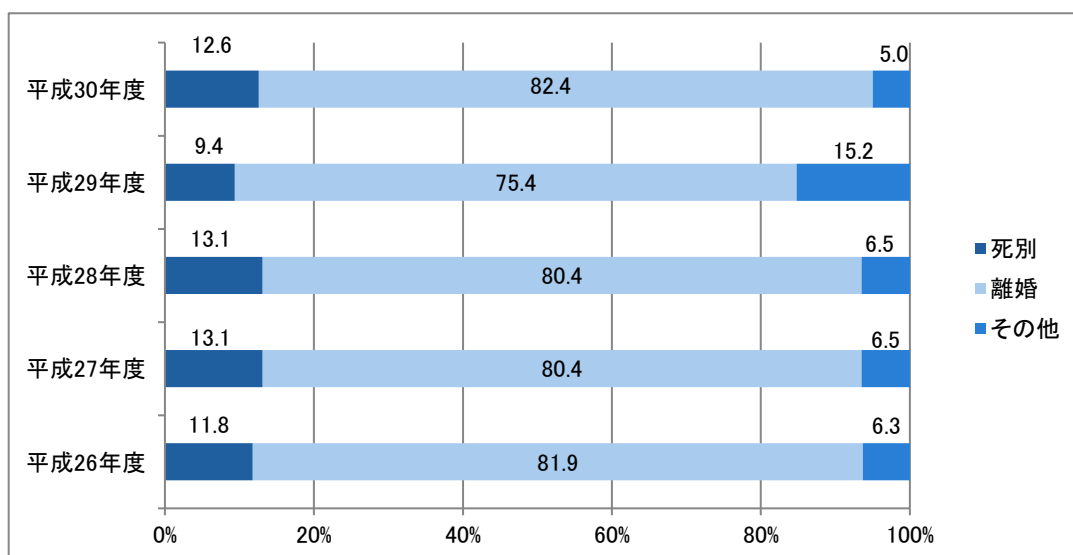
(5) 本市の母子・父子世帯の状況

父子・母子世帯数は年々減少しています。また、父子・母子世帯となった原因は、離婚が8割程度と一番多くなっています。

図表 父子世帯となった原因

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
死別（人）	19	18	18	13	15
離婚（人）	131	111	111	104	98
その他（人）	10	9	9	21	6
合計（人）	160	138	138	138	119

資料：子ども・子育て課（各年4月1日現在）

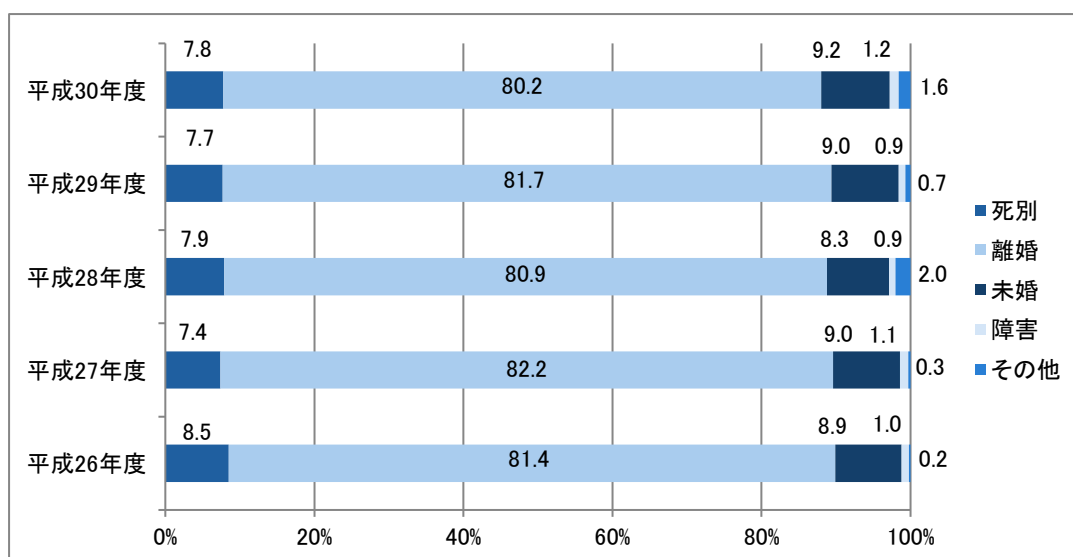


資料：子ども・子育て課（各年４月１日現在）

図表 母子世帯となった原因

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
死別（人）	124	99	96	92	90
離婚（人）	1,188	1,095	986	975	925
未婚（人）	130	120	101	108	106
障がい（人）	14	15	11	11	14
その他（人）	4	4	25	8	18
合計（人）	1,460	1,333	1,219	1,194	1,153

資料：子ども・子育て課（各年４月１日現在）



資料：子ども・子育て課（各年４月１日現在）

第3章 計画が目指す将来像

1 基本理念

全国的に進む少子・高齢化は、地域の活力を低迷させ、年金、介護など社会保障の問題も含め、社会経済全体にきわめて深刻な影響をもたらしています。また核家族化の進行や女性の社会進出など、社会環境の変化に伴い働く保護者が大きく増えています。

このような中においても、すべての子どもの健やかな育ちを実現し、親となる次代の若者が、生み・育てる希望を叶える環境を整えるため、保健、医療、福祉、教育等を効果的に接続し、妊娠・出産・子育て等、切れ目なく子どもの育ちと子育てを支援する体制を構築し、現在の子ども・子育てを取り巻く課題を市民共通の課題として捉える必要があります。

本計画では、子育て満足度日本一 すべての子どもと子育て家庭に愛情と喜びがあふれるまちを理想の姿として、未来の高岡市を創るすべての子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、また、親が子育ての不安や負担を乗り越え、子育ての喜びが実感されるように、地域や社会全体が支え合えるような環境づくりを目指します。

このため、保護者とその家族だけでなく、関係機関や地域の人々、行政が一体となって様々な課題に共に取り組み、新たなまちの姿を創っていく「共創」の考え方の下、すべての子どもと子育て家庭に、愛情と喜びがあふれるまちの実現に向けて、各施策を市民の皆さんと共に進めていきます。

2 計画の体系

(1) 基本目標

基本理念に記載した 子育て満足度日本一 すべての子どもと子育て家庭に愛情と喜びがあらわれるまち を目指し、基本目標を定めます。

第2期計画では、高岡市子どもの未来応援計画を取り込み、すべての子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、第1期計画の「子ども・子育てへの支援体制づくり」「子育て家庭・親育ちへの支援体制づくり」「社会全体で子育てを支援する環境づくり」「親子の健康づくり」の4つの基本目標に、「すべての子どもの権利を守る体制づくり」を加え5つの基本目標を置きます。

これら5つの基本目標を計画の柱とし、各施策を推進していきます。

■基本目標Ⅰ 子ども・子育てへの支援体制づくり

- ・子どもの最善の利益の実現を目指し、乳幼児期から学童期にかけての教育・保育の一体的提供と充実に取り組みます。

■基本目標Ⅱ 子育て家庭・親育ちへの支援体制づくり

- ・親が子育ての不安や負担を乗り越え、子育ての喜びが実感されるように、安心して子育てができるサービスの充実を図ります。
- ・親が安心して子どもを生み、自分らしい生き方を選択しつつ、子どもが健やかに成長できる環境をつくるため、仕事と生活の調和の啓発を進め、仕事と子育ての両立を支援します。
- ・将来を担う子どもたちが、家庭を築き、子どもを育てる意義、喜びをイメージできるような施策に取り組み、次世代の親を育成します。

■基本目標Ⅲ 社会全体で子育てを支援する環境づくり

- ・地域社会全体が一体となって、子育て家庭を見守り応援していく環境づくりに取り組みます。
- ・子どもが安全にのびのびと活動できるよう、また保護者や家族が安心して子育てに取り組めるように、交通安全対策や防犯対策など、子育てにやさしい生活環境を整えます。

■基本目標Ⅳ 親子の健康づくり

- ・親が安心して妊娠・出産でき、生まれた子どもが健やかに育まれていくために、親と子の健康づくりを推進します。

■基本目標Ⅴ すべての子どもの権利を守る体制づくり

- ・すべての子どもが生まれ育った環境によって左右されことなく一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子どもの貧困対策に取り組みます。
- ・すべての子どもがお互いの人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現のため、障がい福祉サービスの充実や児童虐待の防止対策などに取り組み、すべての子どもの権利を守ります。

（２）重点施策

令和２年度から本格実施となる主に３～５歳児を対象とする「幼児教育・保育」の無償化、そして近年需要が増加している０～２歳児の保育、放課後児童クラブへの対応などの基幹サービスの提供に確実に取り組むとともに、病児保育や一時預かり等の選択的サービス、保健師等の乳児家庭全戸訪問やきずな子ども発達支援センターの療育支援等の高岡独自のサービスと合わせ、切れ目なくきめ細やかな子育て支援メニューの量的拡充と質的向上を図ります。

そして５つの基本目標に基づき、「幼児教育・保育の無償化」を中心とする子育て家庭への経済的支援をはじめとする４１の施策群を、ライフステージに応じて体系的に整理し、本計画の重点施策を次の５つと定め各施策を推進していきます。

重点施策１ 産後ケア体制の充実 周産期

- ・出産後の母親が抱える育児の負担感や心身の疲労を軽減し、産後の母子に対して心身のケアや育児サポートを行い、安心して子育てができる支援体制の充実に努めます。

重点施策２ ０～２歳児の保育環境の充実 ０～２歳

- ・今後も増加が見込まれる０～２歳児の保育需要に応えるため、私立保育園等が積極的に０～２歳児の保育に取り組むことができるよう支援を行うとともに、公立保育園での適正な定員設定を行います。

重点施策３ 放課後児童クラブの環境の充実 ６～１２歳

- ・今後も増加が見込まれる放課後児童クラブの需要に応えるため、事業を必要とする方に学童保育を提供できるよう、幅広い提供方法を検討し、効果が見込まれるものから順次取り組みを進めます。

重点施策４ 子どもたちが安全にのびのびと活動できる環境づくり 通期

- ・全国的に子どもが巻き込まれる交通事故などが増えている中、子どもが安全にのびのびと遊び、保護者が安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。

重点施策５ すべての子どもが夢や希望を持って成長するための支援の充実 通期

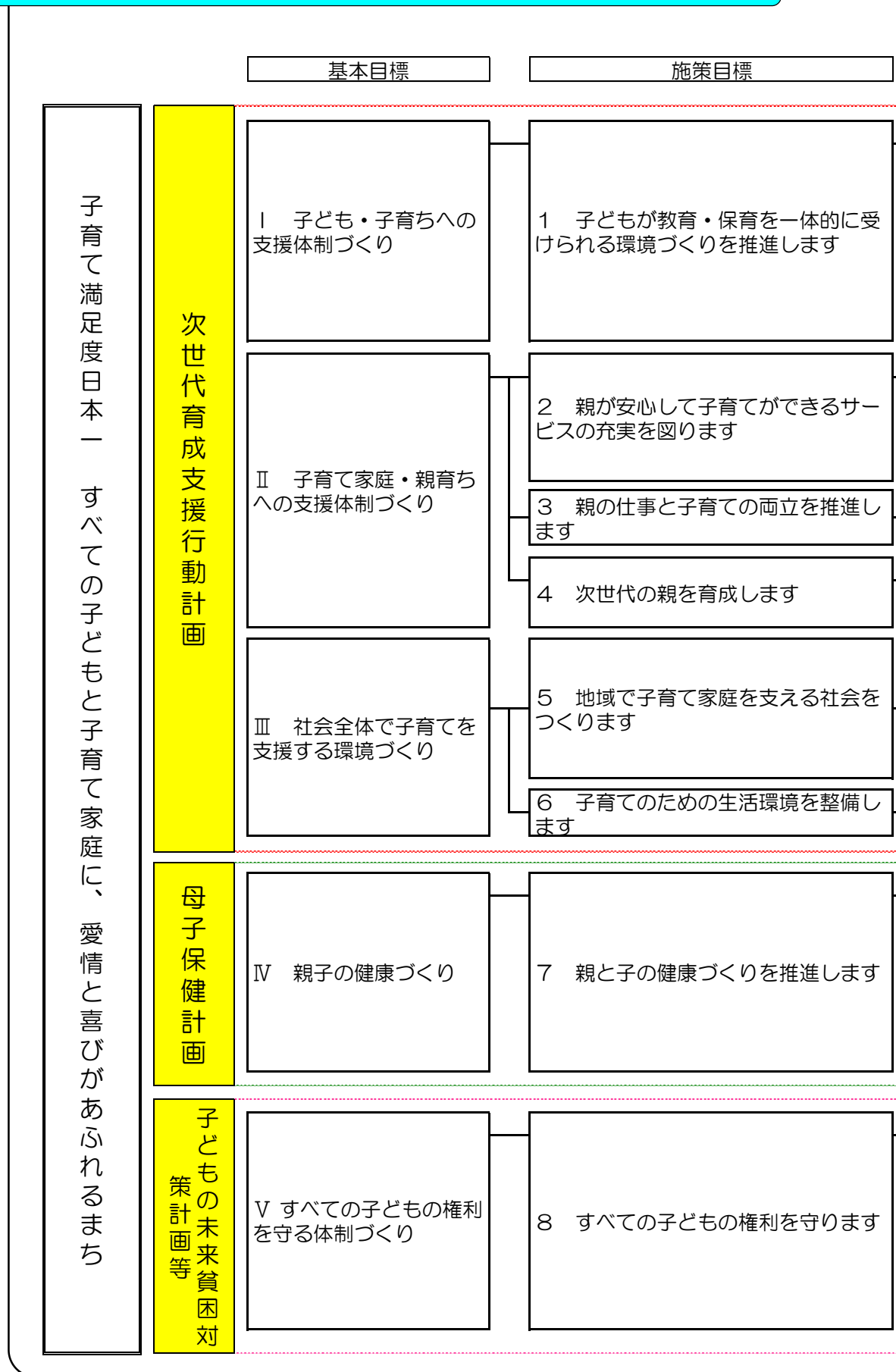
- ・障がいや貧困、いわれのない差別や虐待など、苦難な環境に立たされる子どもを含めた、すべての子どもたちが、夢や希望を持って成長していけるよう、支援の充実に努めます。

基本目標	妊娠・出生	乳幼児	学童・思春期
I 子ども・子育てへの支援体制づくり		多様な教育・保育サービスの充実 教育・保育サービスの質の向上 教育・保育サービスの一体的提供の推進 教育・保育サービスの環境整備 〔⇒重点施策2 0～2歳児保育環境(再掲)〕	豊かな心の育成 確かな学力の向上 健やかな体の育成 地域に開かれた特色ある教育環境の充実 教育効果を高める教育環境の充実
II 子育て家庭・親育ちへの支援体制づくり	子育て相談・交流の場の充実〔⇒重点施策1 産後ケア体制の充実(再掲)〕 子育て情報提供サービスの充実 子育て家庭への経済的支援(主に3～5歳児の幼児教育・保育の無償化等) 男女平等・共同参画意識の啓発 働きながら子育てできる環境づくりの推進〔⇒重点施策2 0～2歳児保育環境(再掲)、重点施策3 放課後児童クラブの充実(再掲)〕 ひとり親家庭等への支援〔⇒重点施策5 すべての子ども(再掲)〕 思春期・青年期保健の充実 結婚・子育て意識の醸成 若者自立への支援		
III 社会全体で子育てを支援する環境づくり	地域での子育て家庭を見守る活動の推進 地域での健康づくりの推進 親が安心して子育てに取組める環境づくり 子どもが安全に過ごせる環境づくり〔⇒重点施策4 のびのび活動できる環境〕 地域の人材の育成 家庭教育の充実への支援 放課後児童クラブ等の充実〔⇒重点施策3(再掲)〕 体験活動の推進		
IV 親子の健康づくり	母子保健情報提供の充実 妊産婦・周産期保健医療対策の充実 〔⇒重点施策1 産後ケア体制の充実(再掲)〕 不妊治療への支援 親の健康づくりの推進	子どもの健康診査や保健指導の充実 子どもの望ましい生活習慣の確立への支援 子どもの感染症予防の推進 子どもの事故予防と医療体制の充実	
V すべての子どもの権利を守る体制づくり	虐待発生を予防する取組の推進〔重点施策1 産後ケア体制の充実(再掲)〕 子どもの権利を尊重する啓発の推進 世代間の貧困の連鎖を防止する取組の推進〔⇒重点施策5 すべての子ども(再掲)〕 子どもの育成環境のための経済的支援の推進 早期発見、早期対応に対する取組の推進 乳幼児期からの早期療育支援 障がい児等へのきめ細やかな支援の推進		

※太字は、第2期計画で重点的に取り組む施策です。

(3) 計画の体系

第2期高岡市子ども・子育て支援事業計画



子ども・子育て支援事業計画

施策の方向性

施策展開

(1) 教育・保育サービスの一体的提供と充実

- ① 多様な教育・保育サービスの充実
- ② 教育・保育サービスの質の向上
- ③ 教育・保育サービスの一体的提供の推進
- ④ 教育・保育サービスの環境整備

(2) 学校教育環境の充実

- ① 豊かな心の育成
- ② 確かな学力の向上
- ③ 健やかな体の育成
- ④ 地域に開かれた特色ある教育環境の充実
- ⑤ 教育効果を高める教育環境の充実

(1) 安心して子育てができる環境の整備

- ① 子育て相談・交流の場の充実
- ② 子育て情報提供サービスの充実
- ③ 子育て家庭への経済的支援

(2) ひとり親家庭等への支援の充実

- ① ひとり親家庭等の支援

(1) 仕事と子育ての両立支援

- ① 男女平等・共同参画意識の啓発
- ② 働きながら子育てできる環境づくりの推進

(1) 子どもを生み、育てる意識の醸成

- ① 思春期・青年期保健の充実
- ② 結婚・子育て意識の醸成
- ③ 若者自立への支援

(1) 地域での子育て支援環境の整備

- ① 地域での子育て家庭を見守る活動の推進
- ② 地域での健康づくりの推進
- ③ 放課後児童クラブ等の充実
- ④ 家庭教育の充実への支援
- ⑤ 体験活動の推進
- ⑥ 地域の人材の育成

(1) 子育て家庭にやさしい生活環境の整備

- ① 子どもが安全に過ごせる環境づくり
- ② 親が安心して子育てに取り組める環境づくり

(1) 安心して妊娠・出産・育児ができる支援の充実

- ① 妊産婦・周産期保健医療対策の充実
- ② 不妊治療への支援
- ③ 親の健康づくりの推進
- ④ 母子保健情報提供の充実

(2) 子どもの健やかな成長のための保健医療の充実

- ① 子どもの健康診査や保健指導の充実
- ② 子どもの望ましい生活習慣の確立への支援
- ③ 子どもの感染症予防の推進
- ④ 子どもの事故予防と医療体制の充実

(1) 子どもの貧困対策

- ① 世代間の貧困の連鎖を防止する取り組みの推進
- ② 子どもの育成環境のための経済的支援の推進

(2) 児童虐待防止対策の推進

- ① 虐待発生を予防する取り組みの推進
- ② 早期発見、早期対応に対する取り組みの推進

(3) 障がい児等の施策の充実

- ① 乳幼児期からの早期療育支援
- ② 障がい児等へのきめ細やかな支援の推進

(4) 子どもの権利を尊重する意識啓発

- ① 子どもの権利を尊重する啓発の推進

第4章 実施施策の展開

基本目標Ⅰ 子ども・子育てへの支援体制づくり

施策目標1 子どもが教育・保育を一体的に受けられる環境づくりを推進します

子どもが多くの時間を過ごすこととなる認定こども園、幼稚園、保育所、学校等には、すべての子どもの最善の利益を第一に考え、保護者やその家族と共に、次代を担う子どもに豊かな育ちと学びを提供していくことが求められています。

そのため、質の高い教育・保育を提供するための環境整備や、教育と保育を一体的に受けることができる認定こども園への移行のための支援を行い、教育・保育サービスの充実に努めます。

(1) 教育・保育サービスの一体的提供と充実

核家族化の進行や女性の社会進出、社会環境の変化に伴い働く保護者が大きく増えています。このような中においても、すべての子どもの健やかな育ちを実現するため、教育・保育サービスの一体的提供と充実に努めます。

施策① 多様な教育・保育サービスの充実

すべての子どもの幸せを第一に考えるとともに、働く保護者のニーズを捉え、必要に応じたサービスを利用することができるよう、多様な教育・保育サービスの充実に取り組みます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
延長保育事業	保育所等を利用する子どもが延長して保育が必要な場合に、時間外の保育を行います。	乳幼児期	子ども・子育て課
預かり保育事業	幼稚園等を利用する子どもが、保護者の仕事等の事情により保育が必要である場合に、園の定める教育時間の前後に預かりを行います。	乳幼児期	子ども・子育て課
一時預かり事業	保育所等を利用していない子どもが、保護者の仕事等の事情により、一日・半日単位などで一時的に保育が必要となる際に、保育所等で一時的に預かりを行います。	乳幼児期	子ども・子育て課
休日保育事業	通常保育所等が休園となる日（日曜日や祝日）に、保育が必要な子どもに保育を行います。	乳幼児期	子ども・子育て課
病児保育事業 （病児対応型） （病後児対応型）	病気や怪我等で通常の保育ができない子どもを、保育所や病院等で保育します。	乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課

施策② 教育・保育サービスの質の向上

多様な教育・保育について、認定こども園、幼稚園、保育所等のサービスの担い手の質の向上等に取り組みます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
教育・保育の質を高めるための研修の推進	乳幼児期の子どもが多く時間を過ごすこととなる幼稚園、保育所等の質の向上を図るための研修を推進します。	乳幼児期	子ども・子育て課
保育士等の処遇改善	私立保育所等で勤務する職員の給与改善の支援に取り組み、将来の展望を持って継続的に活躍し続けることのできる環境づくりを推進します。	乳幼児期	子ども・子育て課
保育所等への看護師の配置の推進	保育所等に看護師の配置を推進し、子どもの健康管理や、保護者の相談支援に努めるなど、安全な保育環境づくりに取り組みます。	乳幼児期	子ども・子育て課

施策③ 教育・保育サービスの一体的提供の推進

保護者の就労状況によらず、子どもが教育と保育を一体的に受けることができる認定こども園の推進や、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続に取り組みます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
保育士・幼稚園教諭等の資格取得の推進	私立幼稚園、保育所の認定こども園への移行を推進するため、幼保連携型認定こども園で子どもの教育・保育に従事する際に必要となる、幼稚園教諭免許と保育士資格の両資格取得を推進します。	乳幼児期	子ども・子育て課
幼稚園、保育園等から認定こども園に移行する際の施設整備支援	私立幼稚園、保育園の認定こども園への移行を推進するため、移行の際に必要な施設設備の施設整備の支援を行います。	乳幼児期	子ども・子育て課
幼保小中の連携	認定こども園、幼稚園、保育所等の生活から小学校生活、小学校生活から中学校生活への円滑な接続に努めます。	乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課 学校教育課

施策④ 教育・保育サービスの環境整備

低年齢児を中心に教育・保育サービスの需要は増加し続けています。

円滑な施設利用につなげるために、私立園の定員増加の促進や、多くの子どもが一日を過ごすことになる認定こども園、幼稚園、保育所等の環境整備に取り組みます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
0～2歳児の定員増加のための施設整備支援	今後増加が見込まれる0～2歳児の保育需要に応えるため、私立保育所等が積極的に0～2歳児の保育に取り組むことができるよう施設整備への支援を行います。	乳幼児期	子ども・子育て課
適正な定員設定の推進	保育需要に対応するため、私立保育所等の適正な定員設定、公立保育所等においては、今後の需要に対応した定員設定を推進します。	乳幼児期	子ども・子育て課
保育所等の環境の向上推進	子どもが多くの時間を過ごすこととなる保育所や認定こども園等の環境向上を推進します。	乳幼児期	子ども・子育て課

(2) 学校教育環境の充実

著しい社会環境の変化の中にあって、児童生徒が豊かな人間性を育み、自ら学び、たくましく生きる力を身につけることが求められています。

すべての子どもが健やかに学び成長できるよう、学校教育環境の充実に努めます。

施策① 豊かな心の育成

豊かな心を育むため、自他の生命や人権を尊重する教育を推進するとともに、学校の教育活動全体を通じて道徳教育や多様な体験活動等の充実に努めます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
心の教室相談員の配置	小学校の児童の悩み、不安、ストレスに対し、気軽にカウンセリングを受けることができる「心の教室相談員」を小学校に配置し、子どもや保護者の悩みの解消に努めます。	学童・思春期	学校教育課
スクールカウンセラー活用事業	児童生徒の抱える多様な課題に対し、専門的な心理学的援助を行うスクールカウンセラー（精神科医、臨床心理士等）を配置し、カウンセリング機能の充実、悩みの解消に努めます。	学童・思春期	学校教育課
道徳教育の充実	道徳の教科化に伴い、いじめの未然防止や教職員の資質向上を目指した研修等を行い、さらに道徳教育の充実に図ります。	学童・思春期	学校教育課
教職員研修の充実	教職員の資質向上と専門的な力量を高めるための研修を行い、本市の教育の充実に図ります。	学童・思春期	学校教育課
不登校児童生徒対策事業	教育センターの適応指導教室において、不登校児童生徒の居場所づくり、学校復帰に向けた支援を行います。	学童・思春期	学校教育課

施策② 確かな学力の向上

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、主体的・対話的で深い学びの視点で学習指導を進め、基礎的・基本的な学力の着実な定着や意欲を持って自ら学び自ら考える力の育成を図ります。

また、体験的な学習や問題解決的な学習などを取り入れ、子どもの自主的・自発的な学習の展開に努め、思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実に努めます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
少人数教育の推進	少人数指導の在り方について研究し、学力の基礎・基本の定着を図るため、多人数学級を有する学校や 30 人を超える学級を多く有する学校において、児童の実態に応じたきめ細かな指導・支援を行うため、市が任用する教員を配置します。	学童・思春期	学校教育課
学校司書の配置の推進	児童生徒が図書に親しむ機会を充実し、学びの機会の充実と自ら学ぶ習慣の醸成に取り組むため、学校司書を配置します。	学童・思春期	学校教育課
教育研究団体への支援	学校教育の向上及び教育活動の充実を図るため、市の小・中学校長会や小・中学校教育研究会及び中学校体育連盟等の教育諸団体への支援を行います。	学童・思春期	学校教育課
中学土曜学習	中学生が土曜日を過ごす際の学習の場を提供し、教育 OB や地元大学生を講師、支援員として招き個別指導等の学習支援を行います。	学童・思春期	生涯学習・文化財課
教職員研修の充実【再掲】	教職員の資質向上と専門的な力量を高めるための研修を行い、本市の教育の充実に努めます。	学童・思春期	学校教育課

施策③ 健やかな体の育成

すべての子どもが、スポーツに親しむ習慣や意欲、能力を身につけることができるよう、地域と学校等が連携して、優れた指導者の育成・確保や指導方法の工夫・改善等に取り組みます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
学校体育における指導の充実	体育の授業において、実技指導及び助言を行うため、地域スポーツ指導者を派遣し、体育指導の充実に努める事業を行います。	学童・思春期	学校教育課
部活動の充実	中学校の部活動において、スポーツエキスパートや、部活動指導員を派遣し、部活動指導の充実に努める事業を行います。	学童・思春期	学校教育課

施策④ 地域に開かれた特色ある教育環境の充実

地域の文化や伝統に触れる活動及び自然体験を通し、望ましい職業観や豊かな感性、郷土を愛する心を育てます。

また、情報化や国際化の進展など社会環境の変化に合わせ、子ども自らが自らの生き方を考え、社会に対する意識を高めるため、情報化に対応した学習活動や国際的な視野を高める国際理解教育に努めます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
地元産業の体験学習（ものづくり・デザイン科）	本市の特色である優れた伝統技術に触れ、ものづくりへの見方・考え方を働かせ、未来に向けて心豊かな生活を創造していく資質・能力を育むため、市内の小・中・義務教育・特別支援学校にて「ものづくり・デザイン科」による体験・交流学习授業に取り組みます。	学童・思春期	学校教育課
高岡再発見プログラム	児童が、家族と共にスタンプラリー形式で歴史の薫る町並みや建造物、祭りの見学・体験を行うことで、高岡の歴史文化の魅力や良さを実感できる「ふるさと教育」の充実を図っていきます。	学童・思春期	学校教育課
高岡の歴史文化に親しむ日	5月1日を「高岡の歴史文化に親しむ日」とし、市内小・中・義務教育・特別支援学校を休業日とします。「高岡の歴史文化に親しむ日」に関する俳句、短歌の作品募集を通じて児童生徒が改めて高岡の歴史文化の魅力や良さを再発見し、郷土を愛する心を育みます。	学童・思春期	学校教育課
社会に学ぶ「14歳の挑戦」	規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなどたくましい力を身につけさせるため、中学2年生が、学校外で職場体験や福祉・ボランティア活動に参加する事業を実施します。	学童・思春期	学校教育課
I C T教育環境の充実	児童・生徒1人に1台のP C端末、各学校に高速大容量の通信ネットワークを整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想である「G I G Aスクール構想」の実現に向け、本市においても、小・中学校の高速ネットワーク環境とタブレットP Cの整備を行います。	学童・思春期	教育総務課
外国人児童生徒教育支援事業	市内在住外国人児童生徒の支援のため、学校への外国人相談員の派遣や国際交流センターで母語保持教室等を実施します。	学童・思春期	学校教育課
英語等活動推進事業	英語に慣れ親しむため英語活動講師を配置し、小学校における国際理解教育の推進に努めます。	学童・思春期	学校教育課
論理コミュニケーション推進事業	これからの社会で求められる、自分の考えを論理的に構築し、人にわかるように表現する「論述力」を育成するため、「論理コミュニケーション」の授業を実施します。	学童・思春期	学校教育課

施策⑤ 教育効果を高める教育環境の充実

本市のすべての子どもが、様々な友と出会い、心豊かでたくましく生きる力を培い、またより多くの教員の指導の機会を得て多様な能力等を伸長するため、時代の変化に対応した新たな活動を可能とする施設、設備の整備等の教育環境の充実に努めます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
小中一貫教育の推進	市内全 12 中・義務教育学校区において小中一貫教育のグランドデザインを策定し、各学校や地域の特色を生かし、義務教育 9 年間を見通した児童生徒の学びと育ちの充実を図る小中一貫教育を推進します。	学童・思春期	学校教育課
学校規模の適正化の推進	良好な教育環境の維持・創出を図るため、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校規模の適正化に取り組みます。特に「今後 10 年を見据えた高岡市における小中学校の配置の基本的な方向」に基づき、関係者の理解を得ながら、小学校の再編統合を進めます。	学童・思春期	教育総務課
安全・安心な教育環境の整備	安全・安心な教育環境を確保するため、学校施設・設備の充実を計画的に進めます。	学童・思春期	教育総務課

基本目標Ⅱ 子育て家庭・親育ちへの支援体制づくり

施策目標2 親が安心して子育てができるサービスの充実を図ります

子どもを生み育て、子育てに向かい合う親が不安や負担感を乗り越え、子育てに伴う喜びが実感できるよう、行政機関にはその支援が求められています。

このため、令和2年度より本格実施となる「幼児教育・保育の無償化」を着実に実行するとともに、相談体制の充実や同じ悩みを持つ親同士の交流の場の充実など、安心して子育てができるようサービスの充実を図ります。

(1) 安心して子育てができる環境の整備

親の働き方や家族観が多様化する中においても、すべての子どもの健やかな育ちを実現するための、子育て家庭に対する支援サービスの充実に努めます。

施策① 子育て相談・交流の場の充実

子どもを生み育てようとする親や、子育てを行う親や家族の不安や負担感の軽減を図るため、利用者がいつでも安心して気軽に相談したり、親同士が交流し情報交換ができる場や機会の充実に努めます。

また、様々な相談に的確に対応できるよう、相談機関の連携に努めます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
子育てに関する相談支援の充実	子ども・子育てに関する相談窓口を開設し、多様化する相談に的確に対応できるよう関係機関の連携に努めます。	妊娠・出生期 乳幼児期 学童・思春期	—
子育て世代包括支援センター（利用者支援事業・母子保健型）	妊娠届出時にすべての妊婦に対して専門職が面接相談を行い、悩みを抱える妊産婦を早期に相談支援につなげ、虐待予防に努めます。また、必要に応じて支援プランを作成し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供します。	妊娠・出生期 乳幼児期	健康増進課
産後ケア事業	出産後の母親が抱える育児の負担感や心身の疲労を軽減し、産後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の充実に努めます。	妊娠・出生期	健康増進課
子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）	地域の子育て支援ネットワークの拠点として、子育て家庭の相談支援や育児教室、親同士の交流の場の提供を行います。	乳幼児期	子ども・子育て課
子育てサロン	身近な子育て支援の場として、幼稚園、保育所、児童センター等で、子育て家庭の相談支援や親同士の交流の場の提供を行います。	乳幼児期	子ども・子育て課
地域子育て広場事業	身近な子育て支援の場として、地域団体等による子育て家庭の相談支援や親同士の交流の場づくりを推進します。	乳幼児期	子ども・子育て課
子育て情報交流会	子育て中の親が集い、家庭教育推進サポーターが相談をお受けしながら情報交換をする場を提供します。	乳幼児期	生涯学習・文化財課

施策② 子育て情報提供サービスの充実

子ども・子育てに必要な情報を、必要なときに得られることは、子育てに関する安心感の提供につながります。

子ども・子育てに関する情報を、総合的にわかりやすく提供するサービスの充実に取り組みます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
母子健康手帳の作成・交付	子育てにより親しみが持てるよう、親しみやすいデザインの母子健康手帳を交付し、母子の健康管理や子育てに活用いただくようすすめるとともに、健康等に関する相談に応じ、必要な情報を提供します。	妊娠・出生期 乳幼児期	健康増進課
子育て支援ガイドブック「おおきなあ〜れ」の配布	本市の多様な子育て支援事業の情報等を紹介する子育て支援ガイドブックを作成し、妊娠・出生・転入等に合わせて配布するほか、毎年度、保育所・幼稚園等の子育て支援施設の利用者に配布し、子育て世代の方に対し、子育て支援情報を提供します。	妊娠・出生期 乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課
ＩＣＴを活用した子育て支援情報の発信	子育てに関する情報を必要なときに手軽に確認できるよう、ホームページやスマートフォンのアプリなどのＩＣＴを活用し子育て支援情報を積極的に発信します。	妊娠・出生期 乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課
外国語版パンフレットの作成	子育て支援を必要とする外国籍の保護者が必要なサービスを適切に利用できるよう、各種パンフレットの外国語版を作成します。	妊娠・出生期 乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課 健康増進課 学校教育課

施策③ 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭の経済的負担感の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化等による保育料等の軽減、児童手当の支給、こども医療費助成等を行います。

また、これらの支援を必要な方が利用できるよう制度の周知に努めます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
幼児教育・保育の無償化、保育料の軽減	教育・保育にかかる費用負担を軽減するため、3～5歳児の保育料を無償とし、また0～2歳児の保育料の軽減を行います。	乳幼児期	子ども・子育て課
妊産婦の医療費助成	切迫早産や貧血など、妊娠期特有の疾患に対し、適正な医療を確保し母子の健康維持や増進を図り、子どもが健やかに生まれる環境をつくるため、医療費の一部を助成します。	妊娠・出生期	子ども・子育て課
出産育児一時金の支給	安心して出産できるよう、出産にかかる経済的負担を軽減するための一時金を支給します。	妊娠・出生期	保険年金課
こども医療費助成	疾病の早期発見と適正な医療を確保し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、中学校3年生までの通院費、入院費の自己負担額を助成する事業を実施します。	乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課
とやまっ子子育て応援券	子育て家庭の負担の軽減を図るとともに、地域における保育サービス等の利用を促進するため、「とやまっ子 子育て応援券」を配布します。	妊娠・出生期 乳幼児期	子ども・子育て課
未熟児の医療費助成（養育医療給付）	身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を助成します。	乳幼児期	子ども・子育て課
児童手当	子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に、手当を支給します。	乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課
副食費の助成	低所得世帯や第3子以降世帯について、幼稚園や保育所等の副食費の軽減を行います。	乳幼児期	子ども・子育て課
就学援助	経済的理由により就学困難な小・中・義務教育学校の児童生徒の保護者に対し、就学のために学用品費、学校給食費、医療費等を給付します。	学童・思春期	学校教育課
荻布奨学金	経済的理由により修学困難な者に対し、奨学金を支給する事業を行います。	学童・思春期	教育総務課
子育て世帯への住宅取得等支援（高岡市移住・子育て世帯応援住宅等取得等支援事業）	若年子育て世帯や三世代同居世帯が、市の補助金を利用して住宅の新築や中古住宅購入、リフォームした際に補助金を支給します。	—	建築政策課
たかおか暮らし支援事業	子育て世帯の新築や中古住宅の購入、リフォームに要した費用の一部を補助します。	妊娠・出生期 乳幼児期 学童・思春期	建築政策課

(2) ひとり親家庭等への支援の充実

生計や子育ての担い手としての役割を一人で担わなければならないひとり親家庭等に対し、経済的支援や、子育てと仕事の両立、各種悩みに関する相談などの支援に取り組みます。

施策① ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の、子育てに関する様々な負担を軽減するため、子育て・生活支援、就労支援等の各種支援策の周知と適切な利用の促進に取り組みます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭において子どもを養育する保護者に家庭生活の安定を図るための手当を支給します。	乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課
ひとり親家庭への医療費助成（ひとり親家庭等医療費助成事業）	ひとり親家庭の健康保持と福祉の増進を図るため、18歳までの児童とその児童を監護する父、母または養育者の通院費、入院費の自己負担額を助成する事業を実施します。	乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課
学習支援事業	ひとり親家庭の中学生とその親を対象に、学習支援や進路についての悩み相談だけでなく、保護者からひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題等の相談に応じ、学習支援や生活習慣の取得などの支援を行います。	学童・思春期	子ども・子育て課
母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭が、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに、低利または無利子で貸付を受けられる資金を貸し付けます。	乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の父または母が、養成機関で介護福祉士など経済的自立のための資格を取得しようとする場合に、給付金を支給します。	—	子ども・子育て課
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の父または母が、講座を受講し、経済的自立のための資格を取得しようとする場合に、給付金を支給します。	—	子ども・子育て課
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親、またはその子どもが適職に就くために、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講した場合に給付金を支給します。	—	子ども・子育て課

施策目標3 親の仕事と子育ての両立を推進します

子育てを行う親が、家庭と仕事を両立しやすい職場環境づくりを推進するなど、誰もが仕事と生活の調和が取れた働き方ができる社会の実現を図ります。

(1) 仕事と子育ての両立支援

安心して子どもを生み、育てる親が自分らしい生き方を選択しつつ、子どもが健やかに成長できる環境をつくるため、仕事と生活の調和が取れた働き方ができるよう、仕事と子育ての両立支援に取り組みます。

施策① 男女平等・共同参画意識の啓発

職場、家庭、地域活動、教育等の様々な場において、男女の性別に関わりなく、一人ひとりが持つ個性と能力を十分発揮し、自らの意思によってあらゆる分野に参画し活躍ができる環境づくりに取り組みます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
男女平等・共同参画意識の啓発	子育て世代が地域、職場、家庭など様々な場や機会において、一人ひとりが持つ個性と能力を十分発揮し、多様な生き方を選択・実現できる社会の実現のため、企業や市民の意識啓発に努めます。	—	男女平等・共同参画課
女性就労促進事業	女性が働く意欲を高め、自らの意思で可能性を広げられる職場環境づくりを支援するため、働く女性や事業所の労務担当者等を対象にした各種セミナーを開催し、社会における女性活躍の推進に努めます。	—	商業雇用課

施策② 働きながら子育てできる環境づくりの推進

子育て家庭の仕事と生活の調和を実現できるよう、労働者、事業主、地域住民への意識啓発や情報提供を行い、育児・介護休業制度や多様で柔軟な勤務形態の定着に対する理解を深め、働きながら子育てがしやすい環境づくりの推進に努めます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
多様な勤務形態の定着促進	男女が共に望む働き方を選択できるよう、関係機関と連携を図りながら、関係法令の主旨や各種助成金、制度の周知に努めます。	—	商業雇用課
ワーク・ライフ・バランスの推進	高岡市ワーク・ライフ・バランス推進指針が示す取り組みを進め、子育て世代の家庭と生活の調和が実現できる職場づくりに積極的に取り組む事業所を認定し支援を行います。	—	男女平等・共同参画課
企業における子育て支援の好事例の紹介	富山県や富山労働局が表彰・公表している仕事と子育ての両立を支援している企業の取り組みをホームページなどで紹介し、周知・広報に努めます。	—	商業雇用課

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
0～2歳児の定員増加のための施設整備支援 【再掲】	今後増加が見込まれる0～2歳児の保育需要に 応えるため、私立保育所等が積極的に0～2歳児の 保育に取り組むことができるよう施設整備への支 援を行います。	乳幼児期	子ども・子育 て課
多様な保育サービスの推 進	働く保護者のニーズを捉え、必要に応じたサービ スを利用することができるよう、多様な教育・保育 サービスの充実に取り組みます。	乳幼児期	子ども・子育 て課
放課後児童クラブ	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校就学 児童の健全な育成を図るため、放課後等に児童へ適 切な遊びや生活の場を提供します。 本市ではすべての小学校校区で放課後児童クラ ブを整備し、地域の団体に運営を委託しています。 民間事業者が実施する放課後児童クラブへの支 援制度を創設し、地域に運営を委託している放課後 児童クラブによる取り組みと合わせて、民間活力を 活用することで、増加するニーズへの対応等を図り ます。	学童・思春期	子ども・子育 て課

施策目標4 次世代の親を育成します

これからの未来を支えていくのは、次代の親となる子どもたちです。

次代の親となる子どもたちが、健全に育ち、そして新たな親として社会に関わりながら子育てを行い、今後の高岡の将来像を描く大きな力となるよう次世代の親育成に取り組みます。

(1) 子どもを生み、育てる意識の醸成

将来を担う子どもたちが、家庭を築き、子どもを育てる意義、喜びをイメージできるような施策に取り組み、親としての意識の醸成に努めます。

施策① 思春期・青年期保健の充実

家庭を築き、子どもを生み育てる喜びや大切さを学び、性に関する健全な意識や正しい知識を身につけられる教育等を充実します。

また、喫煙や薬物等に関する教育や、学童期・思春期における心の問題に対応する専門的な相談体制の充実に取り組みます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
学童期・思春期の子どもの保健の充実	学校において、家庭を築き、子どもを生み育てる喜びを伝えるとともに、子どもの成長時期に応じた性教育や心と体の発達、健康な生活と病気の予防等について適正な知識を身につけられるよう、学校教育活動全体を通じて保健教育を行います。	学童・思春期	学校教育課

施策② 結婚・子育て意識の醸成

中学生や高校生など、将来親となる世代が、家庭を築き、子どもを生み育てることの意義、喜びをイメージできるように、乳幼児とのふれあいや交流機会の充実に取り組み、子育てや家庭の大切さについての理解を深めるための教育や啓発に取り組みます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
保育所、児童館等での乳幼児とのふれあいの機会提供	「14歳の挑戦」などで、保育所、児童館・児童センター、保健センター等で乳幼児とふれあう機会の提供や、小中学校への意識啓発支援により、健全な母性・父性の育成支援に努めます。	学童・思春期	子ども・子育て課
社会に学ぶ「14歳の挑戦」【再掲】	規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなどたくましい力を身につけさせるため、中学2年生が、学校外で職場体験や福祉・ボランティア活動に参加する事業を実施します。	学童・思春期	学校教育課

施策③ 若者自立への支援

次代の高岡市を支える若者が安心して住み・働くことができる環境を整えるとともに、意欲を持って社会に参加し、自立することができるよう支援に取り組みます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
新社会人のつどいの開催	新しく就職した若者を祝福・激励するとともに、社会人・職業人としての心構え等について研修し、新社会人として良いスタートが切れるように支援するため、新社会人のつどいを開催します。	—	商業雇用課
職業能力の向上支援	若者の職業能力向上を図るため、市内の職業訓練施設（ポリテクセンター富山など）の訓練メニューの周知や、市内の職業能力開発校の運営に支援します。	—	商業雇用課
若者の自立支援	若者の職業的自立を支援する高岡地域若者サポートステーションや関係機関との緊密な連携によりネットワークを構築・活用し、若者の職業意識の啓発や社会適応支援等を行います。	—	商業雇用課

基本目標Ⅲ 社会全体で子育てを支援する環境づくり

施策目標5 地域で子育て家庭を支える社会をつくります

子どもが地域社会と関わりながら成長できるよう、様々な交流体験、学習活動を推進し、子ども自らが社会の一員である喜びを感じることができる社会づくりに努めます。

また保護者とその家族だけでなく、関係機関や地域の人々、行政が一体となって、社会全体で子どもや子育て家庭を支えていく意識の醸成を図ります。

(1) 地域での子育て支援環境の整備

社会状況やライフスタイルの変化などにより、地域社会のつながりが希薄になるとともに、子どもの集団経験が希薄になりつつあります。このような中、保護者とその家族だけでなく、関係機関や地域の人々、行政が一体となって、社会全体で子どもや子育て家庭を支えていく意識を持つことが必要です。

家族・地域が子どもを見守り、子どもが地域の中で育つ環境づくりに努めます。

施策① 地域での子育て家庭を見守る活動の推進

保護者とその家族だけでなく、関係機関や地域の人々、行政が一体となって様々な課題に共に取り組み、新たなまちの姿を創っていく「共創」の考え方の下、地域で子どもを見守り、子育て家庭を支える社会づくりを推進するため、地域団体等による支援を推進します。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
母子保健推進員活動	7か月児訪問連絡活動では、子育てに役立つ情報を提供し、市とのパイプ役として支援が必要な親子を行政につないでいます。赤ちゃんにここ教室では、乳児の母親等が身近な地域で気軽に集う場を設け、育児不安の軽減を図り、親子のふれあいや乳幼児の事故予防についての普及啓発を行います。 また、妊婦の参加を呼びかけ、妊娠期からの母親同士の交流を促します。	妊娠・出生期 乳幼児期	健康増進課
ファミリー・サポート・センター	「育児の援助を行いたい人」と「育児の援助を受けたい人」が会員として登録し、一時的に育児が困難な場合などに、地域における育児の相互援助活動を支援します。	乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課
地域子育て広場事業【再掲】	身近な子育て支援の場として、地域団体等による子育て家庭の相談支援や親同士の交流の場づくりを推進します。	乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課
地域組織活動育成事業	地域ぐるみで親子や世代間の交流・文化活動等の児童健全育成に取り組む母親クラブの活動を支援します。	学童・思春期	子ども・子育て課
P T A活動充実支援	子どもの教育環境の整備のため、高岡市P T A連絡協議会を通じ、各校区のP T A活動を支援します。	学童・思春期	生涯学習・文化財課

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
ジュニア育成コミュニティ活動支援	ジュニア育成グループ（児童クラブ等）が行う自然に親しむ活動や、郷土の歴史・文化を知る活動などを支援します。	学童・思春期	生涯学習・文化財課
とやま子育て応援団	18歳未満の子ども連れの家族が、協賛店を利用した場合に、応援団マークを提示することで協賛店が設定している割引や特典等の各種サービスを受けることができます。	乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課

施策② 地域での健康づくりの推進

社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て家庭を支えていくため、家庭や地域、保健、医療、福祉、教育及び労働行政機関等の行政や関係機関が互いに協力・連携し、積極的に健康づくりの推進に取り組みます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
健康づくり推進懇話会活動	母子保健推進員、ヘルスポランティア、食生活改善推進員、環境保健衛生委員などの健康づくり推進員で構成する「健康づくり推進懇話会」では、歩こう会の開催や地域のイベント等において、親と子がふれあいながら、健康づくりに取り組む機会を提供します。 地域において各種団体と相互協力し、子育てに関する行事を行う中で、地域の風土や人々とふれあいながら親と子の健康づくりを推進します。	—	健康増進課
食生活改善推進員活動	地域の親子・祖父母を対象に料理教室を開催し、食事の大切さを伝えるとともに、「食」を通じ、ふれあいの和を広げる機会としています。また、市内保育所、幼稚園等に出向き、保護者へ、朝食を摂ることや野菜を十分に摂ることの大切さを伝え、家庭での「食育」を進めています。	乳幼児期 学童・思春期	健康増進課

施策③ 放課後児童クラブ等の充実

小学校に就学している児童の放課後等に遊びと生活の場を提供するため、放課後児童クラブの受入れ体制の整備やサービス内容の充実に取り組みます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
放課後児童クラブ 【再掲】	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校就学児童の健全な育成を図るため、放課後等に児童へ適切な遊びや生活の場を提供します。 本市ではすべての小学校校区で放課後児童クラブを整備し、地域の団体に運営を委託しています。 民間事業者が実施する放課後児童クラブへの支援制度を創設し、地域に運営を委託している放課後児童クラブによる取り組みと合わせて、民間活力を活用することで、増加するニーズへの対応を図ります。	学童・思春期	子ども・子育て課
放課後子ども教室	地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する「放課後子ども教室」「土曜学習」を開催します。	学童・思春期	生涯学習・文化財課

※総合的な放課後対策を推進するため、福祉保健部と教育委員会、小学校が連携し、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携や、学校施設の活用に取り組み、増加するニーズへの対応等（特別な配慮を必要とする児童への対応や、地域の実情に応じた開所時間の設定などへの対応等）に努めます。

施策④ 家庭教育の充実への支援

子どもとより関わりを持つことが、良好な親子関係の形成、子どもの豊かな心の発達につながります。

このため、家庭教育に関する学習機会や情報提供を行うなど、保護者や家族の家庭教育がより充実するよう支援を行います。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
家庭教育の支援	保護者や家族の家庭教育がより充実するよう支援に努めます。 子育てやしつけに関する悩みや不安を持つ保護者の相談に応じ、きめ細かなアドバイスを行う家庭教育推進サポーターの育成・充実に努めます。	—	生涯学習・文化財課
孫とおでかけ支援事業	世代間交流を通じて家族の絆を深め、地域の歴史や文化、科学への関心を幅広い年齢層に広めるため、祖父母・曾祖父母と孫・ひ孫が共に市内施設に来館した際の入館料等を無料にします。	乳幼児期 学童・思春期	生涯学習・文化財課

施策⑤ 体験活動の推進

豊かな人間性を育むため、体験活動やボランティア活動などの体験的・実践的な活動の推進に取り組みます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
社会に学ぶ「14 歳の挑戦」 【再掲】	規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなどたくましい力を身につけさせるため、中学2年生が、学校外で職場体験や福祉・ボランティア活動に参加する事業を実施します。	学童・思春期	学校教育課
地元産業の体験学習（ものづくり・デザイン科） 【再掲】	本市の特色である優れた伝統技術に触れ、ものづくりへの見方・考え方を働かせ、未来に向けて心豊かな生活を創造していく資質・能力を育むため、市内の小・中・義務教育・特別支援学校にて「ものづくり・デザイン科」による体験・交流学习授業に取り組みます。	学童・思春期	学校教育課
農業体験活動	地域農業や食の大切さについて理解を深めるため、市内の小学校児童を対象とした農作業体験学習を実施します。	学童・思春期	農業水産課

施策⑥ 地域の人材の育成

育児不安や子育ての悩みに関する相談を受ける子育てサポーター、子どもたちの体験活動を支援する専門員など、子育てをサポートする人材の育成に取り組みます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
家庭教育の支援 【再掲】	保護者や家族の家庭教育がより充実するよう支援に努めます。 子育てやしつけに関する悩みや不安を持つ保護者の相談に応じ、きめ細かなアドバイスを行う家庭教育推進サポーターの育成・充実に努めます。	—	生涯学習・文化財課
ジュニア育成指導者の養成	子どもたちに様々な体験活動・奉仕活動を提供するため、地域における青少年健全育成を担うことのできる人材を養成します。	—	生涯学習・文化財課
ファミリー・サポート・センター 【再掲】	「育児の援助を行いたい人」と「育児の援助を受けたい人」が会員として登録し、一時的に育児が困難な場合などに、地域における育児の相互援助活動を支援します。	乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課

施策目標6 子育てのための生活環境を整備します

子どもが安全にのびのびと活動できるよう、また保護者やその家族が安心して子育てに取り組み、健やかな生活を送ることができるよう、安心して暮らせる生活環境の整備を図ります。

(1) 子育て家庭にやさしい生活環境の整備

子どもが健全に育つためには、安全にのびのびと遊べる環境が必要です。

しかしながら近年、全国的に子どもを狙った犯罪や交通事故など、痛ましい事件が増えていることを背景に、安心して子育てできる生活環境が強く求められています。

子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれることなく安全に活動し、保護者やその家族が安心して子育てできるまちづくりに取り組みます。

施策① 子どもが安全に過ごせる環境づくり

子どもが安全にのびのびと活動できるよう、通学路等の事故防止や、防犯対策に取り組みます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
通学路等の安全対策	学校、保育所等、保護者、地域住民、各道路管理者、警察が協力して通学路等の安全を点検し、防護柵やカーブミラー等の設置、側溝等の改修を実施し、安全・安心な通学路等の確保に努めます。	乳幼児期 学童・思春期	学校教育課 子ども・子育て課 土木維持課
世代間交流ヒヤリマップの作成	地域の交通安全意識の高揚を図るため、富山県と連携し、地域児童が、高齢者と共に、交通事故に遭遇しそうになって「ヒヤリ」「ハット」した場所の地図を作成しています。	乳幼児期 学童・思春期	地域安全課
交通安全推進団体への活動支援	幼児の交通事故防止のため、交通安全教室の開催、登降園時の街頭交通指導、交通安全マスコットの作成・配布など、地域の交通安全活動を推進・支援を行います。	乳幼児期	地域安全課
交通安全教室	認定こども園、幼稚園、保育所において、信号機や人形などの交通安全教材を活用したわかりやすい交通安全教室を開催します。	乳幼児期	地域安全課
市街灯の適正な配置	夜間における犯罪の防止や、安心できる明るいまちをつくるため、市街灯の適正な配置に努めます。	—	土木維持課
地域自主防犯組織支援事業	地域の犯罪防止のため、児童の登下校時の見守り、防犯パトロールや広報活動などを行う地区ごとの自主防犯活動を推進、支援します。	学童・思春期	地域安全課
チャイルドシート使用の啓発	認定こども園、幼稚園、保育所において、警察、JAF等の関係機関と共に交通安全教室を開催し、チャイルドシート着用の重要性や正しい着用を講習します。	乳幼児期	地域安全課
子ども 110 番の家の設置促進	子どもの緊急時に避難できるよう、子ども 110 番の家の設置に協力をいただき、通学路等の安全の確保を図る事業を実施しています。すべての小学校区で実施しており、維持継続に努めます。	学童・思春期	学校教育課
遊び環境の整備	子どもが安全にのびのびと遊び、保護者が安心して見守れるよう、適切な遊び環境の整備に努めます。	乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課

施策② 親が安心して子育てに取り組める環境づくり

保護者やその家族が安心して子育てができるよう、子育て家庭にやさしい環境づくりに取り組みます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
公園の整備	子どもたちが自主性や知識等を身につけ、安全に遊べる場所です。 おとぎの森公園など、子どもたちがのびのびと安心して遊べる環境づくりに努めます。	乳幼児期 学童・思春期	花と緑の課
児童館・児童センター	親子や子どもたちが自由に遊ぶことができる場所です。小学生を対象とした活動や行事、相談支援を行います。	学童・思春期	子ども・子育て課
遊び環境の整備 【再掲】	子どもが安全にのびのびと遊び、保護者が安心して見守れるよう、適切な遊び環境の整備に努めます。	乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課

基本目標Ⅳ 親子の健康づくり

施策目標7 親と子の健康づくりを推進します

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、安心して子どもを生み、ゆとりを持って健やかに子育てを行うための基盤です。

母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、妊娠・出産・子育てへの継続的支援の提供体制を確保し、親と子の健康づくりの推進を図ります。

(1) 安心して妊娠・出産・育児ができる支援の充実

少子化等に伴い子育て環境が変化する中で、親が安心して妊娠・出産でき、生まれた子どもが健やかに育まれていくためには、妊娠・出産・子育ての基盤となる母子保健の充実が求められています。

このようなことから、母子の健康水準を向上させるための国民運動計画「健やか親子 21（第2次）」や本市の健康増進計画「健康たかおか輝きプラン（第2次）」に基づき、母子保健対策の充実に取り組むとともに、保健・医療・教育・福祉等の連携を強化し、切れ目ない支援ができる体制に取り組みます。

施策① 妊産婦・周産期保健医療対策の充実

安心・安全な妊娠・出産のための健康管理に妊娠前から取り組めるよう、適切な生活習慣確立のための啓発に努めます。個人を取り巻く環境の変化に対応し、妊娠から出産まで切れ目ない支援ができるよう、関係機関と連携を図り、きめ細かな支援に努めます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
パパとママの育児講座	妊娠・出産・育児についての正しい知識の提供、技術体験や仲間づくり等の機会を提供するとともに、夫婦で子育てするという意識を高めるため、父親も参加しやすい休日に「パパとママの育児講座」を開催します。	妊娠・出生期 乳幼児期	健康増進課
母子健康手帳の交付	健やかな子どもを生み育てるために、母子健康手帳交付時に、適切な生活習慣の確立のための啓発や心身の健康等に関する相談に応じ、禁煙支援をはじめとする適切な保健指導を行います。	妊娠・出生期	健康増進課
子育て世代包括支援センター（利用者支援事業・母子保健型） 【再掲】	妊娠届出時にすべての妊婦に対して専門職が面接相談を行い、悩みを抱える妊産婦を早期に相談支援につなげ、虐待予防に努めます。また、必要に応じて支援プランを作成し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供します。	妊娠・出生期 乳幼児期	健康増進課
妊産婦健康診査 （妊婦一般健康診査・妊婦精密健康診査・妊婦歯科健康診査・産婦健康診査）	妊娠中の健康管理及び妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病など妊娠中の異常を早期発見し、適切な治療や保健指導に結びつけるため、14回分の健康診査受診料の公費助成を行い、定期的に健康診査を行います。また、むし歯、歯周疾患を予防するために、妊娠27週までの妊婦に対し歯科健康診査を実施します。さらに、すべての産婦に対し、産後のメンタルチェックも含めた、産婦健康診査を実施します。	妊娠・出生期	健康増進課

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
妊産婦訪問	安心して出産・育児ができるように、妊娠届出や妊産婦健康診査の結果、保健指導が必要とされる妊産婦（医療機関から送付される「妊産婦支援連絡票」等により把握した妊産婦を含む）に対し、保健師・助産師が家庭を訪問し、お母さんの心と体や育児に関する相談に応じ、関係機関や医療機関とも連携しながら支援を行います。 また産婦は、乳児家庭全戸訪問に合わせて全数を訪問します。	妊娠・出生期 乳幼児期	健康増進課
乳児家庭全戸訪問	新生児期における異常、疾病等の発生予防及び早期発見と健康の保持増進を図るために、訪問希望のあった生後 28 日までの新生児に対し、保健師・助産師が家庭を訪問し、発育、栄養、生活環境等、子育てに関する助言及び保健指導を行います。また、出生体重が 2,500 グラム未満や身体の発育が未熟なまま出生したお子さんの保護者を訪問し、養育上必要な指導を行います。	乳幼児期	健康増進課
	生後 3 か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育ての孤立を防ぐため、その家庭において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供や保健指導を行います。	乳幼児期	健康増進課
養育支援訪問	妊娠中から継続的な支援が必要な家庭、乳児の保護者で子育てに強い不安や孤立感を抱えている家庭、虐待のリスクのある家庭等、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師が継続的に家庭を訪問し、育児についての相談に応じます。	妊娠・出生期 乳幼児期	健康増進課
産後ケア事業【再掲】	出産後の母親が抱える育児の負担感や心身の疲労を軽減し、産後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の充実に努めます。	妊娠・出生期	健康増進課

施策② 不妊治療への支援

子どもが欲しいと望んでいるにも関わらず子どもに恵まれない夫婦が、特定不妊治療を受ける際の経済的な負担を軽減するための支援を行います。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
特定不妊治療の費用支援	特定不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療に要する医療費の一部を助成します。	妊娠・出生期	子ども・子育て課

施策③ 親の健康づくりの推進

親となる世代が若い頃から定期的に健康診査を受診し、自分の健康を振り返る習慣を持つことができるよう地域ぐるみで健康づくりを啓発します。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
生活習慣病予防健康診査	健康診査を受診する機会のない35歳から39歳の国民健康保険加入者に対し、若い頃から自分の健康について関心を持って生活習慣を見直し、健康増進を図ることを目的とした健康診査を実施しています。また、受診の結果に基づく保健指導を行い、生活習慣病を予防するための支援を行います。	—	保険年金課 健康増進課
特定健康診査・特定保健指導	40～74歳の国民健康保険加入者に対し、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療、重症化予防をするために、特にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施しています。また、健診結果によりメタボリックシンドローム該当者、予備群となった人を対象とした特定保健指導（動機づけ支援・積極的支援）を実施することにより、生活習慣改善の必要性を認識し、行動変容できるよう支援します。	—	保険年金課 健康増進課
がん検診	職場等でがん検診を受診する機会のない方を対象に、胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診を実施します。	—	健康増進課
歯周病検診	40、45、50、55、60、65、70歳の方を対象に歯周病検診を実施し、口腔状態に合わせ適切な歯科個別指導を行います。	—	健康増進課
健康づくり推進懇話会活動 【再掲】	母子保健推進員、ヘルスボランティア、食生活改善推進員、環境保健衛生委員などの健康づくり推進員で構成する「健康づくり推進懇話会」では、歩こう会の開催や地域のイベント等において、親と子がふれあいながら、健康づくりに取り組む機会を提供します。 地域において各種団体と相互協力し、子育てに関する行事を行う中で、地域の風土や人々とふれあいながら親と子の健康づくりを推進します。	—	健康増進課

施策④ 母子保健情報提供の充実

母子健康手帳交付や訪問指導、乳幼児健康診査等、各種母子保健事業で保護者と接する機会を有効に活用し、多様な方法で情報提供を行います。

また、親子の健康づくりに関することや地域の子育て支援情報、感染症予防に関すること等、個々の親子の状況に応じた情報の提供に努めます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
子育て支援冊子の配布	母子健康手帳の交付時に子育て支援ガイドブック「おおきくなあ～れ」を配布、2か月になる前に冊子「乳幼児健康診査問診票・予防接種予診票綴り」を郵送し、情報提供します。	妊娠・出生期 乳幼児期	健康増進課
ICTを活用した子育て支援情報の発信 【再掲】	子育てに関する情報を必要なときに手軽に確認できるよう、ホームページやスマートフォンのアプリなどのICTを活用し子育て支援情報を積極的に発信します。	妊娠・出生期 乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課

(2) 子どもの健やかな成長のための保健医療の充実

小児保健医療の一層の充実と、次世代を担う子どもが健やかに育つ地域社会の実現に地域ぐるみで取り組みます。

施策① 子どもの健康診査や保健指導の充実

子どもの健康診査では、疾病や発達の異常及び虐待の早期発見を行い、子どもの心身の健康の保持・増進に取り組みます。学童期では、子ども自身が自分の体や健康に自ら関心を持ちその機能を高めていくように支援します。

健康診査の結果、必要に応じ、医療機関での精密健康診査、訪問指導や相談会を行い、継続的に支援します。

さらに、乳幼児期から、歯と口腔の健康づくりを図るため、歯科健康診査、歯科保健教育、フッ素塗布、フッ素洗口を実施するとともに、小児歯科保健の充実に努めます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査	病気の早期発見・早期治療、子どもの発育状況に 応じて保護者の子育てに対する不安の把握に努め、 保健指導を行います。また、健診の未受診児の全数 把握に努めています。さらに、経過観察が必要な親 子に対し、各教室や相談、訪問指導により継続的に 支援します。	乳幼児期	健康増進課
保育所、学校での健康診 断	保育所等や学校において、子どもの健康や発育、 発達状況を総合的に把握するため、年間を通して、 定期的に健康診断や身体計測等を実施します。	乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課 学校教育課
歯と口腔の健康づくり	むし歯等歯科疾患の早期発見、早期治療を目的 に、歯科健康診査を実施します。 また、仕上げ磨きの方法や間食の取り方等、生活 習慣における予防方法についての啓発を図ります。 さらに、むし歯予防を図るため、歯質の強化（耐 酸性増強）とむし歯原因菌の酸産生抑制の作用があ るフッ素を、1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、 3歳児及び3歳6か月児の希望者に塗布するほか、 保育園、学校等において、フッ化物洗口を推進しま す。	乳幼児期 学童・思春期	健康増進課 子ども・子育て課 学校教育課
乳幼児訪問	乳児や幼児のいる家庭を保健師等が家庭を訪問 し、その家庭において様々な不安や悩みを聞き、子 育て支援に関する情報提供や保健指導を行います。	乳幼児期	健康増進課
乳児一般健康診査	乳児一般健康診査受診票を交付し、異常の早期発 見や子どもの発育・発達についての適切な指導を行 うため、医療機関に委託して2回の健康診査を行 います。また、健診の結果、医師が必要と判断した子 どもに対して、保健師が訪問指導等を実施します。	乳幼児期	健康増進課
幼児保健相談	言葉の発達や行動面、社会性が心配な幼児の保護 者に対して、発達の確認や遊びを通して、関わり方 など具体的な保健指導を行っています。また、保護 者の気持ちに寄り添った支援を行うとともに、専門 機関と連携し、発達障がいの早期発見・早期療育に 努めています。	乳幼児期	健康増進課

施策② 子どもの望ましい生活習慣の確立への支援

乳幼児期からの食生活や運動等の日常生活習慣改善についての正しい知識を普及し、規則正しい生活習慣の確立に努めます。また、小中学生に小児生活習慣病予防健診を実施し、早期発見に努めるとともに、健康指導を徹底し、疾病の予防対策を図ります。

さらに、家庭や地域・保育園・学校等が連携を図りながら、社会全体で子どもが望ましい生活習慣を身につけるための取り組みに努めます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
母乳育児の推進	母乳育児をすすめる会と連携し、母乳育児を推進します。	乳幼児期	健康増進課
乳幼児期における食習慣の確立	はじめての離乳食教室や乳幼児健康診査、赤ちゃんにこにこ教室などで、正しい食事の摂り方や望ましい食習慣について個々の食生活スタイルに合わせた具体的な指導を行います。 また地域では、食生活改善推進員や母子保健推進員が中心となり、子どもたちが食べることの大切さや、食事づくりの楽しさを体験できるよう、子どもとその保護者を対象とした教室を開催します。	乳幼児期	健康増進課 子ども・子育て課
保育所、小中学校等の食育	子どもが食べることの楽しさや大切さを理解し、健全な食生活を実践することができるよう、保育所や学校教育活動全体を通じて支援・指導を行います。	学童・思春期	農業水産課 子ども・子育て課 学校教育課
小児生活習慣病予防の推進	乳幼児期から、訪問指導や健康診査、健康教育等のあらゆる母子保健事業の機会や保育所等、学校生活を通じて、規則正しい生活習慣の確立のために「食事」「運動」「睡眠」等の正しい知識を啓発し、小児生活習慣病予防に努めます。	乳幼児期 学童・思春期	健康増進課 子ども・子育て課 学校教育課
健康づくり推進懇話会活動 【再掲】	母子保健推進員、ヘルスポランティア、食生活改善推進員、環境保健衛生委員などの健康づくり推進員で構成する「健康づくり推進懇話会」では、歩こう会の開催や地域のイベント等において、親と子がふれあいながら、健康づくりに取り組む機会を提供します。 地域において各種団体と相互協力し、子育てに関する行事を行う中で、地域の風土や人々とふれあいながら親と子の健康づくりを推進します。	—	健康増進課
地域における食育	各種教室や地域での様々な交流の機会などで、家族や仲間と一緒に楽しく食を学ぶことができる場を提供し、市民が健康で幸せな生活を送ることができるよう、家庭を中心とした食育を地域社会全体で支援します。	乳幼児期 学童・思春期	健康増進課

施策③ 子どもの感染症予防の推進

感染症法に基づき、広報やパンフレットの配布などを通じて感染症に対する正しい知識の普及啓発を行います。また、予防接種法に基づき、伝染性の疾病の発生及びまん延を予防するため、子どもの健康を十分に把握した上で、安全に予防接種を実施します。また、対象となる病気の正しい知識や予防接種の効果について情報提供し、予防接種に対する正しい理解の下で接種いただくよう取り組みます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
感染症に対する正しい知識の普及啓発	伝染性の疾病の発生及びまん延を予防するため、対象となる病気の正しい知識や予防接種の効果について情報提供します。	—	健康増進課
子どもの定期予防接種の実施	予防接種法に基づき、定期予防接種を実施します。	—	健康増進課

施策④ 子どもの事故予防と医療体制の充実

子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する正しい知識について、各種母子保健事業の機会を通じて普及啓発を行います。

また、小児救急医療体制の充実を図るとともに、適正な医療機関のかかり方、応急手当等について啓発します。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
小児医療の充実	小児の初期救急医療体制については、急患医療センターや在宅当番医制により対応し、平日夜間（19時～23時）・休祝日（9時～23時）診療を実施します。年末年始、5月の連休、8月のお盆の時期等、第二小児科を開設し、一層の初期救急医療体制の充実を図ります。市内公的4病院（高岡市民病院、厚生連高岡病院、済生会高岡病院、JCHO高岡ふしき病院）と金沢医科大学氷見市民病院や射水市民病院による病院群輪番制による第2次救急医療体制と、厚生連高岡病院の救命救急センターとの一層の連携を図ります。	乳幼児期 学童・思春期	健康増進課
乳幼児事故・乳幼児突然死症候群・乳幼児揺さぶられ症候群防止対策	乳幼児突然死症候群（SIDS）・乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）や乳幼児の事故防止に関する正しい知識と防止方法について、各種母子保健事業で情報提供を行います。 ●母子健康手帳交付時に、妊娠中のたばこの害、母乳育児、乳幼児への接し方等について妊婦に情報提供し、啓発に努めます。 ●母子保健推進員が実施している「赤ちゃんにこにこ教室」や「7か月児訪問連絡活動」でリーフレットを配布し、事故防止についての普及啓発を図ります。 ●乳幼児健康診査で、事故発生時の対応についてのパンフレット等を配布し、説明します。	妊娠・出生期 乳幼児期	健康増進課

基本目標Ⅴ すべての子どもの権利を守る体制づくり

施策目標8 すべての子どもの権利を守ります

子どもが健やかに成長していくためには、あらゆる種類の差別や虐待から守られ、一人の人間として、その人格や個性が尊重されることが必要です。

障がいの有無等による差別や、家庭の生活環境、児童虐待により権利を脅かされることなく、すべての子どもが自分らしく健やかに成長できる社会づくりを目指します。

(1) 子どもの貧困対策

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に取り組みます。

施策① 世代間の貧困の連鎖を防止する取り組みの推進

親の世代の貧困が、子どもの教育格差などを経て次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」を防ぐため、すべての子どもに教育の機会を均等に提供するなど貧困の連鎖を断ち切ることができるよう支援体制の強化に取り組みます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
学習支援事業 【再掲】	ひとり親家庭の中学生とその親を対象に、学習支援や進路についての悩み相談だけでなく、保護者からひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題等の相談に応じ、学習支援や生活習慣の取得などの支援を行います。	学童・思春期	子ども・子育て課
母子父子就業相談	母子・父子家庭の方を対象に母子・父子自立支援員が就業相談に応じます。	—	子ども・子育て課
ハローワークとの連携	児童扶養手当受給者で就職を目指している方についてハローワークと連携し、ハローワーク担当者による個別就業相談を行います。	—	子ども・子育て課
自立支援教育訓練給付金 【再掲】	ひとり親家庭の父または母が、講座を受講し、経済的自立のための資格を取得しようとする場合に、給付金を支給します。	—	子ども・子育て課
高等職業訓練促進給付金 【再掲】	ひとり親家庭の父または母が、養成機関で介護福祉士など経済的自立のための資格を取得しようとする場合に、給付金を支給します。	—	子ども・子育て課
ひとり親富山県母子寡婦福祉資金貸付	母子・父子・寡婦家庭を対象に、就学支度金、就学資金などを無利子または低い利率で貸付を行います。	—	子ども・子育て課

施策② 子どもの育成環境のための経済的支援の推進

経済的に厳しい状況にある子どもやその保護者が、日常生活において必要な支援を受けることができる体制の充実に取り組みます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
子ども食堂の支援	子ども食堂を実施するために必要な経費に対して助成を実施します。	乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課
幼児教育・保育の無償化、保育料の軽減 【再掲】	教育・保育にかかる費用負担を軽減するため、3～5歳児の保育料を無償とし、また0～2歳児の保育料の軽減を行います。	乳幼児期	子ども・子育て課
就学援助 【再掲】	経済的理由により就学困難な小・中学校の児童生徒の保護者に対し、就学のために学用品費、学校給食費、医療費等を給付しています。	学童・思春期	学校教育課

(2) 児童虐待防止対策の推進

核家族化や地域との交流の希薄化、親の孤立化、育児力の低下など、様々な社会的要因によるストレスが、ときに児童虐待の引き金となることが指摘されており、その相談件数も増加を続けています。

すべての子どもの権利を守る理念に基づき、子育て支援に着実に取り組むことを通じた児童虐待防止対策の推進に努めます。

施策① 虐待発生を予防する取り組みの推進

児童虐待は子どもの権利の侵害であり、社会全体で取り組むべき課題であることを啓発し、効果的・効率的に、適切に相談・支援ができるよう取り組みます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
相談支援体制の充実	専任の相談員の配置、虐待に対応する職員の研修受講などを行い、相談支援体制を充実させます。	妊娠・出生期 乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課
虐待防止の啓発	広報等により、市民に広く虐待について啓発するとともに、子育てに不安を感じやすい乳幼児期の保護者が、虐待に至らないよう、保育所等や児童の健康診査の機会を捉えて虐待防止の啓発冊子を配布する等、早期からの虐待防止の啓発に努めます。	乳幼児期	子ども・子育て課
虐待に関する正しい意識の普及啓発	民生委員、保育士、学校関係者等、要保護児童対策地域協議会の関係機関などを対象に研修を行い、児童虐待に関する正しい意識の普及啓発を行います。	乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課
3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査 【再掲】	病気の早期発見・早期治療、子どもの発育状況に応じて保護者の子育てに対する不安の把握に努め、保健指導を行うとともに、虐待の発生予防と早期発見に努めます。また、健診の未受診児の全数把握に努めます。さらに、経過観察が必要な親子に対し、各種教室や相談、訪問指導により継続的に支援します。	乳幼児期	健康増進課

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
妊産婦訪問 【再掲】	安心して出産・育児ができるように、妊娠届出や妊産婦健康診査の結果、保健指導が必要とされる妊産婦（医療機関から送付される「妊産婦支援連絡票」等により把握した妊産婦を含む）に対し、保健師・助産師が家庭を訪問し、お母さんの心と体や育児に関する相談に応じ、関係機関や医療機関とも連携しながら支援を行います。 また産婦は、乳児家庭全戸訪問に合わせて全数を訪問します。	妊娠・出生期	健康増進課
乳児家庭全戸訪問 【再掲】	新生児期における異常、疾病等の発生予防及び早期発見と健康の保持増進を図るために、訪問希望のあった生後 28 日までの新生児に対し、保健師・助産師が家庭を訪問し、発育、栄養、生活環境等、子育てに関する助言及び保健指導を行います。また、出生体重が 2,500 グラム未満や身体の発育が未熟なまま出生したお子さんの保護者を訪問し、養育上必要な指導を行います。	乳幼児期	健康増進課
	生後 3 か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育ての孤立を防ぐため、その家庭において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供や保健指導を行います。	乳幼児期	健康増進課
養育支援訪問 【再掲】	妊娠中から継続的な支援が必要な家庭、乳児の保護者で子育てに強い不安や孤立感を抱えている家庭、虐待のリスクのある家庭等、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師が継続的に訪問し、育児についての相談に応じます。	妊娠・出生期 乳幼児期	健康増進課
産後ケア事業 【再掲】	出産後の母親が抱える育児の負担感や心身の疲労を軽減し、産後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の充実に努めます。	妊娠・出生期 乳幼児期	健康増進課
子育て世代包括支援センター（利用者支援事業・母子保健型） 【再掲】	妊娠届出時にすべての妊婦に対して専門職員が面接相談を行い、悩みを抱え妊産婦を早期に相談支援につなげ、虐待予防に努めます。また、必要に応じて支援プランを作成し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供します。	妊娠・出生期 乳幼児期	健康増進課

施策② 早期発見、早期対応に対する取り組みの推進

関係機関との連携を密にし、早期発見、再発防止、社会的自立に至るまでの総合的な支援・ケア体制の強化に取り組めます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
相談支援体制の充実 【再掲】	専任の相談員の配置、虐待に対応する職員の研修受講などを行い、相談支援体制を充実させます。	乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課
相談窓口、児童虐待相談ダイヤル「189」の周知	児童虐待防止月間である 11 月に市民と市政において相談窓口や「189」の周知を行います。	乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課
乳幼児健診未受診者・未就園児・不就学児等の子どもに関する定期的な安全確認	高岡市に住民票のある乳幼児健診未受診者・未就園児・不就学児に対し、調査を行い、定期的な安全確認を行います。	乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課 健康増進課
要保護児童対策地域協議会による虐待対応	児童虐待に対して適切な対応が可能となるよう、教育、保健、福祉、司法等のネットワークを整備し、要保護児童等の早期発見とサポートシステムの充実に努めます。	乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課

(3) 障がい児等の施策の充実

障がい等の有無に関わらず、すべての子どもが持つ可能性を伸ばし、身近な地域で安心して自立した社会生活を送ることができるよう、ライフステージに応じて切れ目ない一貫した支援体制の構築に取り組みます。

施策① 乳幼児期からの早期療育支援

地域の障がい児や配慮を必要とする子どもとその家族のための相談支援をはじめ、障がいに応じた診察、訓練、保育等の療育支援を行います。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
きずな子ども発達支援センター	医療・福祉（保育）・教育が連携して、一人ひとりに応じた適切な療育を総合的に行うことにより、子どもの健やかな発達と自立への基礎づくりを促します。 肢体不自由児・知的障がい児・発達障がい児への小児科及び整形外科診療、理学・作業・言語聴覚機能訓練、保育等を行うとともに、訪問支援、相談支援、発達支援、人材育成事業その他による保護者や地域への支援を行います。	乳幼児期 学童・思春期	きずな子ども発達支援センター
保育所等訪問支援	発達支援専門員等が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	乳幼児期 学童・思春期	社会福祉課
児童発達支援	就学前の子どもたちが、日常生活の基本的な動作の指導、必要な知識や技能の付与、集団生活へ適応するための訓練を受けらるよう支援を行います。	乳幼児期	社会福祉課
医療型児童発達支援	肢体不自由のある子どもたちが児童発達支援及び治療を受けられるよう支援を行います。	乳幼児期	社会福祉課
障がい児等への教育・保育の提供	障がいの有無に関わらず、乳幼児期の健全な発達を支援するため、市内認定こども園、幼稚園、保育所や放課後児童クラブ等で障がい児の受入れが円滑に行えるよう体制を整えます。	乳幼児期	子ども・子育て課
未熟児発達相談	身体及び精神の発育・発達の遅れや疑いのある未熟児やその保護者を対象に、相談、健診を実施します。	乳幼児期	健康増進課
幼児保健相談 【再掲】	言葉の発達や行動面、社会性が心配な幼児の保護者に対して、発達の確認や遊びを通して、関わり方など具体的な保健指導を行っています。また、保護者の気持ちに寄り添った支援を行うとともに、専門機関と連携し、発達障がいの早期発見・早期療育に努めています。	乳幼児期	健康増進課

施策② 障がい児等へのきめ細やかな支援の推進

障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どものライフステージに合わせて、地域の保健、医療、福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供に取り組めます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
未熟児の医療費助成（養育医療費助成） 【再掲】	身体の発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を助成します。	乳幼児期	子ども・子育て課
特別児童扶養手当	児童の健やかな成長を願って、精神または身体に障がいのある児童を監護している保護者に、手当を支給します。	乳幼児期 学童・思春期	子ども・子育て課
障害児福祉手当	重度の障がいのために、日常生活において常時介護を必要とする子ども（20歳未満）に対し、手当を支給します。	乳幼児期 学童・思春期	社会福祉課
自立支援医療（育成医療）	身体に障がいのある児童や現在の状態を放置すると将来的に障がいに至ると認められる児童（18歳未満）に対し、障がいの軽減や除去に必要な医療費の一部を助成します。	乳幼児期 学童・思春期	社会福祉課
放課後等デイサービス	就学中の子どもたちが、授業の終了後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練を受けたり、社会と交流したりできるよう支援を行います。	学童・思春期	社会福祉課
特別支援教育就学奨励	小中学校の特別支援学級への就学事情に鑑み、就学に係る保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に対し学用品費等の補助を行っています。	学童・思春期	学校教育課
特別支援学級	知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症、情緒障がいのある児童生徒に対し、少人数学級で一人ひとりに対する教育を行います。	学童・思春期	学校教育課
院内学級	病気等により入院中の児童が、病状に応じて適切な教育を受けられる特別支援学級を設置する事業を行います。	学童・思春期	学校教育課
通級による指導	通常の学級に在籍し、言語障がい、自閉症、情緒障がい、学習障がいのある児童生徒に対して、通級指導教室で特別な指導を行います。	学童・思春期	学校教育課
居宅訪問型児童発達支援	児童通所支援を受けるために外出することが困難な、重症心身障がいを持つ子どもを対象に、自宅を訪問して発達支援を行います。	乳幼児期 学童・思春期	社会福祉課

(4) 子どもの権利を尊重する意識啓発

子どもたちは健康に生まれ、健やかに成長し、あらゆる種類の差別や虐待から守られ、教育を受ける権利を有しており、一人の人間として尊重されなければなりません。

市民一人ひとりが子どもの権利について、正しい認識を持つことができるよう普及・啓発に努めます。

施策① 子どもの権利を尊重する啓発の推進

市民一人ひとりが、子どもの権利について正しい認識を持つことができるよう普及・啓発に努めます。

事業名	事業内容	ライフステージ	担当課
人権教室	学童期における人権教育の必要性を鑑み、小学校と調整を行い、人権擁護委員と協力しながら、児童が人権について考え話し合う人権教室を行っています。	学童・思春期	共創まちづくり課
体罰によらない子育て等の推進	保育所等に通う児童の保護者へ啓発を行い、体罰によらない子育ての推進を行います。	乳幼児期	子ども・子育て課

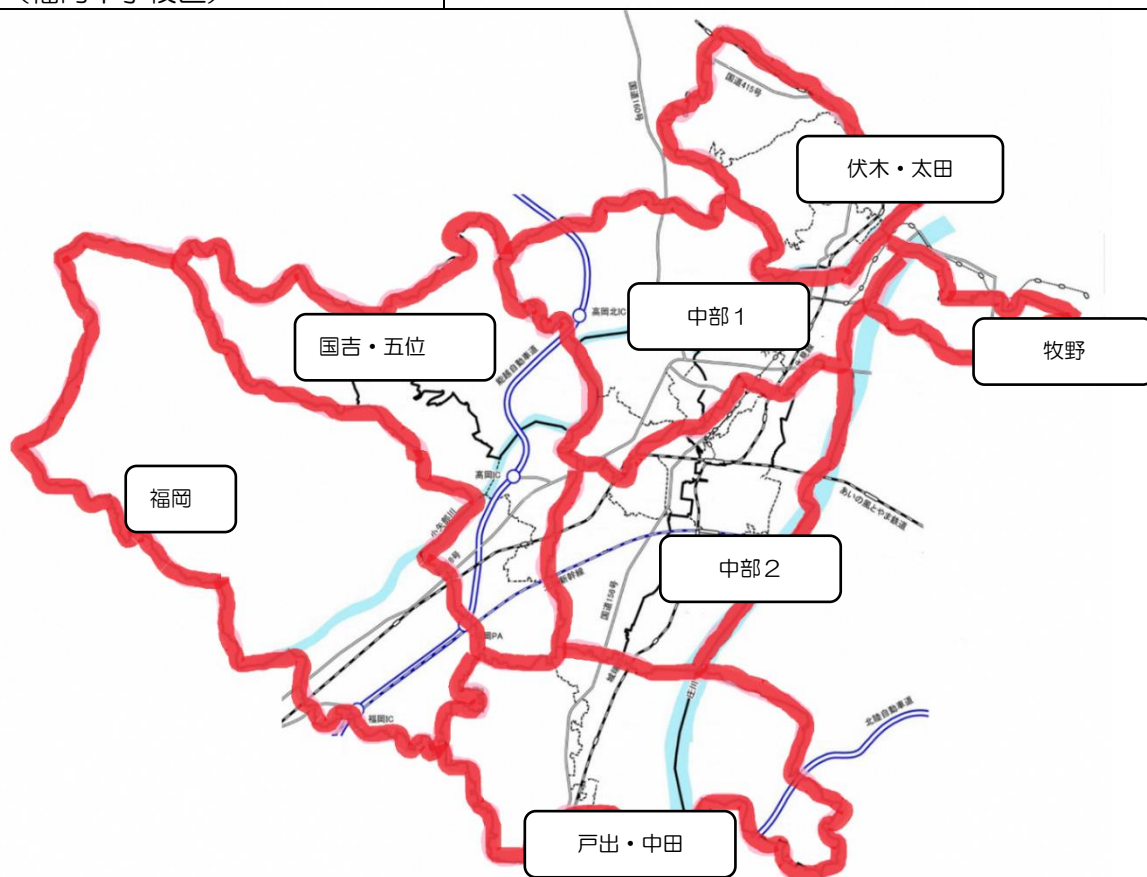
第5章 教育・保育サービスの提供

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、市町村は地域の実情に応じて、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」が適切に提供されるよう、その需要量の推計値「量の見込み」と、供給量である「確保方策」を定めることが必要です。「教育・保育」については、「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として「教育・保育提供区域」を設定し、それぞれの区域ごとに「量の見込み」と「確保方策」を設定します。

教育・保育提供区域

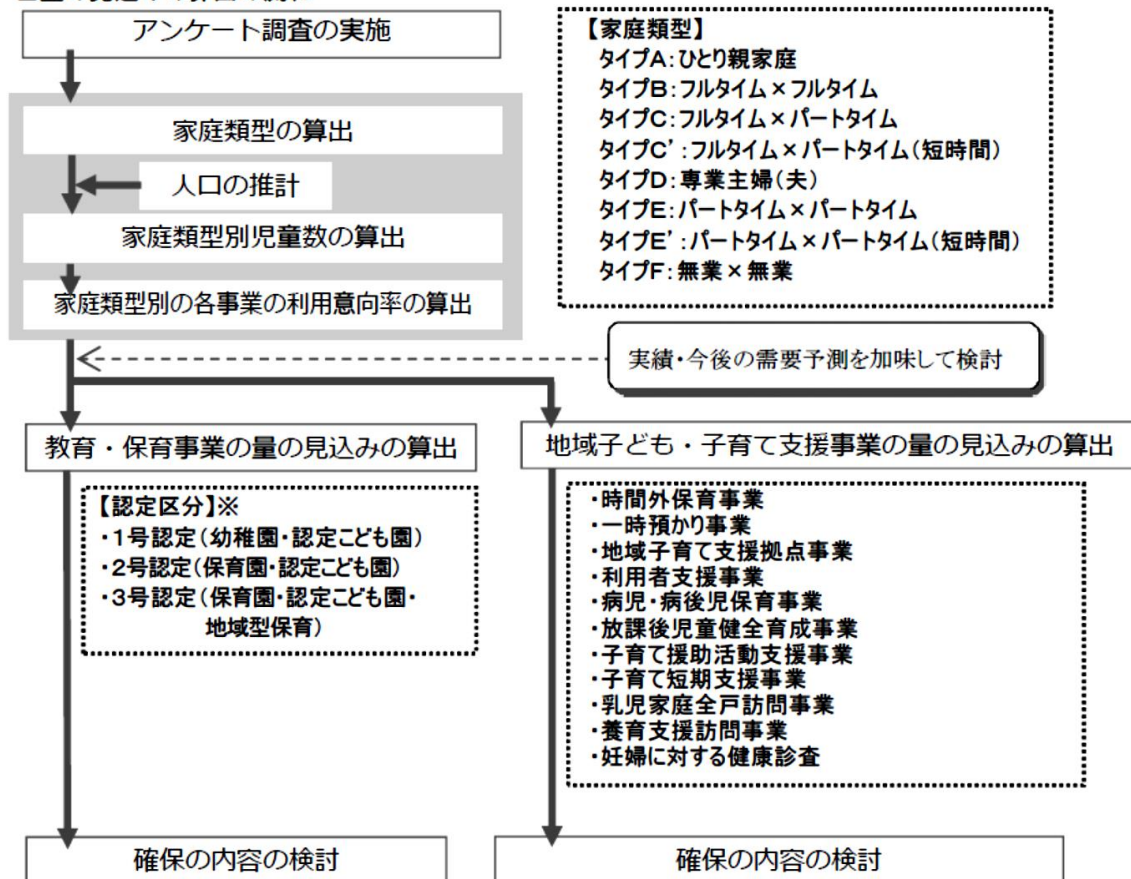
教育・保育提供区域	地区（小学校区）名
伏木・太田 （伏木中学校区）	伏木、古府、太田
牧野 （牧野中学校区）	牧野
中部1 （高岡西部、志貴野中学校区）	横田、成美、川原、西条、万葉、能町
中部2 （高陵、南星、芳野中学校区）	博労、定塚、平米、下関、南条、二塚、野村、木津
国吉・五位 （国吉、五位中学校区）	国吉、東五位、石堤、千鳥丘
戸出・中田 （戸出、中田中学校区）	戸出東部、戸出西部、中田
福岡 （福岡中学校区）	福岡



2 量の見込みの算出の考え方

国より示された「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」に基づき、平成30年度に実施したアンケート調査及び事業の利用実績等を踏まえ、「量の見込み」を設定します。この「量の見込み」に対し、どのような方法で供給量を確保するかを定めます。

■量の見込みの算出の流れ



※ 認定区分についての考え方

	1号	2号	3号
対象年齢	満3歳以上の 小学校就学前の子ども		満3歳未満の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により 家庭において必要な保育を受けることが困難である者	
利用定員 を設定可 能な施設	幼稚園・認定こども園	保育園・認定こども園 地域型保育事業	

3 事業ごとの量の見込みと確保方策について

(1) 保育事業（保育園・認定こども園（2・3号））・地域型保育事業

項目	事業内容
1 事業概要	保護者の就労や病気などで、家庭で子どもを保育することができない場合に、保護者の代わりに保育する施設・事業
2 実施状況	保育園・認定こども園…48 か所（公立 14 か所・私立 34 か所） 事業所内保育施設…2 か所（私立 2 か所） 伏木・太田地区 5 か所、牧野地区 2 か所 中部 1 地区 12 か所、中部 2 地区 16 か所 国吉地区 5 か所、戸出・中田 7 か所、福岡 3 か所
3 需要量（量の見込み）の考え方	未就学児の人口推計及びニーズ調査をもとに国の手引きにより算出した数値をもって需要量（量の見込み）を設定
4 供給量（確保方策）の考え方	供給量（確保方策）としては、原則として各年齢区分ごとに年度初時点の利用定員を記載するが、0 歳児は年度途中から保育が必要となるため、年度末時点の受入れ可能人数の見込みを記載した。 0～2 歳児については今後増加が見込まれるため、施設の整備や定員の増加を推進する等で確保に努めていく。 なお需要が供給を上回る区域もみられるが、隣接区域等の園の利用により、すべての年度において必要な供給量が確保できることが見込まれる。

(2) 教育事業（幼稚園・認定こども園（1号））

項目	事業内容
1 事業概要	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする事業
2 実施状況	幼稚園・認定こども園…21 か所 （幼稚園：私立 5 か所、認定こども園：公立 1 か所、私立 15 か所） 伏木・太田地区 2 か所 牧野地区 1 か所 中部 1 地区 2 か所 中部 2 地区 9 か所 国吉地区 2 か所 戸出・中田 2 か所 福岡 3 か所
3 需要量（量の見込み）の考え方	未就学児の人口推計及びニーズ調査をもとに国の手引きにより算出した数値をもって需要量（量の見込み）を設定
4 供給量（確保方策）の考え方	供給量（確保方策）としては、各年度の利用定員の見込みを記載した。 なお需要が供給を上回る区域もみられるが、園児送迎バスの運行等も行われていることから、隣接区域等の園の利用により、すべての年度において必要な供給量が確保できることが見込まれる。

高岡市全域		教育(3-5歳児)	保育(3-5歳児)		保育(0-2歳児)	
			教育コース※4	保育コース*	0歳	1・2歳
31平成	実績	909		2,718	477	1,608
令和2年	需要量①(量の見込み)	336	311	2,797	493	1,627
	市内	336	311	2,797	493	1,627
	供給量②(確保方策)	1,450		3,015	538	1,750
	特定教育・保育施設※1	490		3,015	524	1,718
	確認を受けない幼稚園※2	960				
	特定地域型保育事業※3				14	32
	過不足②-①	803		218	45	123
令和3年	需要量①(量の見込み)	338	313	2,813	502	1,658
	市内	338	313	2,813	502	1,658
	供給量②(確保方策)	1,450		3,013	538	1,782
	特定教育・保育施設※1	645		3,013	524	1,750
	確認を受けない幼稚園※2	805				
	特定地域型保育事業※3				14	32
	過不足②-①	799		200	36	124
令和4年	需要量①(量の見込み)	332	308	2,765	512	1,690
	市内	332	308	2,765	512	1,690
	供給量②(確保方策)	1,450		3,013	538	1,792
	特定教育・保育施設※1	645		3,013	524	1,760
	確認を受けない幼稚園※2	805				
	特定地域型保育事業※3				14	32
	過不足②-①	810		248	26	102
令和5年	需要量①(量の見込み)	328	304	2,732	521	1,722
	市内	328	304	2,732	521	1,722
	供給量②(確保方策)	1,450		3,013	540	1,802
	特定教育・保育施設※1	645		3,013	526	1,770
	確認を受けない幼稚園※2	805				
	特定地域型保育事業※3				14	32
	過不足②-①	818		281	19	80
令和6年	需要量①(量の見込み)	315	292	2,624	531	1,748
	市内	315	292	2,624	531	1,748
	供給量②(確保方策)	1,450		3,013	551	1,815
	特定教育・保育施設※1	645		3,013	537	1,783
	確認を受けない幼稚園※2	805				
	特定地域型保育事業※3				14	32
	過不足②-①	843		389	20	67

※1 幼稚園(市町村が資格認定し利用できるもの)、保育園、認定こども園 ※2 幼稚園(市町村の資格認定なく利用できるもの)

※3 0～2歳のみを保育する小規模な保育施設(小規模保育(19人以下の保育)、事業所内保育(従業員と地域の子の保育)等)

※4 幼稚園等の利用を希望するが、保育を必要とする子ども

伏木・太田地区		教育 ^(3-5 歳児)	保育 ^(3-5 歳児)		保育 ^(0-2 歳児)	
			教育コース ^{※4}	保育コース [*]	0歳	1・2歳
令和2年	需要量①（量の見込み）	21	19	173	45	103
	区域内	21	19	173	30	101
	他地域の受入（牧野）	0	0	0	11	1
	他地域の受入（中部1）	0	0	0	4	1
	供給量②（確保方策）	148		280	50	169
	特定教育・保育施設 ^{※1}	148		280	50	169
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	0				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				0	0
	過不足②－①	108		107	5	66
令和3年	需要量①（量の見込み）	21	19	171	50	115
	区域内	21	19	171	30	101
	他地域の受入（牧野）	0	0	0	11	2
	他地域の受入（中部1）	0	0	0	9	12
	供給量②（確保方策）	148		280	50	169
	特定教育・保育施設 ^{※1}	148		280	50	169
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	0				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				0	0
	過不足②－①	108		109	0	54
令和4年	需要量①（量の見込み）	19	18	162	50	122
	区域内	19	18	162	30	99
	他地域の受入（牧野）	0	0	0	12	4
	他地域の受入（中部1）	0	0	0	8	19
	供給量②（確保方策）	148		280	50	169
	特定教育・保育施設 ^{※1}	148		280	50	169
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	0				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				0	0
	過不足②－①	111		118	0	47

伏木・太田地区		教育(3-5 歳児)	保育(3-5 歳児)		保育(0-2 歳児)	
			教育コース※4	保育コース*	0歳	1・2歳
令和5年	需要量①(量の見込み)	18	17	154	50	120
	区域内	18	17	154	29	97
	他地域の受入(牧野)	0	0	0	12	4
	他地域の受入(中部1)	0	0	0	9	19
	供給量②(確保方策)	148		280	50	169
	特定教育・保育施設※1	148		280	50	169
	確認を受けない幼稚園※2	0				
	特定地域型保育事業※3				0	0
	過不足②－①	113		126	0	49
令和6年	需要量①(量の見込み)	17	16	141	50	114
	区域内	17	16	141	29	94
	他地域の受入(牧野)	0	0	0	10	0
	他地域の受入(中部1)	0	0	0	11	20
	供給量②(確保方策)	148		280	50	169
	特定教育・保育施設※1	148		280	50	169
	確認を受けない幼稚園※2	0				
	特定地域型保育事業※3				0	0
	過不足②－①	115		139	0	55

※1 幼稚園（市町村が資格認定し利用できるもの）、保育園、認定こども園 ※2 幼稚園（市町村の資格認定なく利用できるもの）

※3 0～2歳のみを保育する小規模な保育施設（小規模保育（19人以下の保育）、事業所内保育（従業員と地域の子の保育）等）

※4 幼稚園等の利用を希望するが、保育を必要とする子ども

牧野地区		教育 ^(3-5 歳児)	保育 ^(3-5 歳児)		保育 ^(0-2 歳児)	
			教育コース ^{※4}	保育コース [*]	0歳	1・2歳
令和2年	需要量①（量の見込み）	24	23	203	25	117
	区域内	24	23	203	36	118
	他地域の利用（伏木・太田）	0	0	0	▲ 11	▲ 1
	供給量②（確保方策）	150		206	25	117
	特定教育・保育施設 ^{※1}	0		206	25	117
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	150				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				0	0
	過不足②－①	103		3	0	0
令和3年	需要量①（量の見込み）	24	23	202	25	117
	区域内	24	23	202	36	119
	他地域の利用（伏木・太田）	0	0	0	▲ 11	▲ 2
	供給量②（確保方策）	150		206	25	117
	特定教育・保育施設 ^{※1}	0		206	25	117
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	150				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				0	0
	過不足②－①	103		4	0	0
令和4年	需要量①（量の見込み）	24	22	198	25	117
	区域内	24	22	198	37	121
	他地域の利用（伏木・太田）	0	0	0	▲ 12	▲ 4
	供給量②（確保方策）	150		206	25	117
	特定教育・保育施設 ^{※1}	0		206	25	117
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	150				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				0	0
	過不足②－①	104		8	0	0

牧野地区		教育 ^(3-5 歳児)	保育 ^(3-5 歳児)		保育 ^(0-2 歳児)	
			教育コース ^{※4}	保育コース [*]	0歳	1・2歳
令和5年	需要量①（量の見込み）	23	21	192	25	117
	区域内	23	21	192	37	121
	他地域の利用（伏木・太田）	0	0	0	▲ 12	▲ 4
	供給量②（確保方策）	150		206	25	117
	特定教育・保育施設 ^{※1}	0		206	25	117
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	150				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				0	0
	過不足②－①	106		14	0	0
令和6年	需要量①（量の見込み）	21	19	175	25	116
	区域内	21	19	175	35	116
	他地域の利用（伏木・太田）	0	0	0	▲ 10	0
	供給量②（確保方策）	150		206	25	117
	特定教育・保育施設 ^{※1}	0		206	25	117
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	150				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				0	0
	過不足②－①	110		31	0	1

※1 幼稚園（市町村が資格認定し利用できるもの）、保育園、認定こども園 ※2 幼稚園（市町村の資格認定なく利用できるもの）

※3 0～2歳のみを保育する小規模な保育施設（小規模保育（19人以下の保育）、事業所内保育（従業員と地域の子の保育）等）

※4 幼稚園等の利用を希望するが、保育を必要とする子ども

中部1地区		教育 ^(3-5歳児)	保育 ^(3-5歳児)		保育 ^(0-2歳児)	
			教育ニーズ ^{※4}	保育ニーズ [*]	0歳	1・2歳
令和2年	需要量①（量の見込み）	72	67	657	101	347
	区域内	72	67	598	105	348
	他地域の利用（伏木・太田）	0	0	0	▲ 4	▲ 1
	他地域の受入（中部2）	0	0	59	0	0
	供給量②（確保方策）	310		657	101	347
	特定教育・保育施設 ^{※1}	10		657	96	340
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	300				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				5	7
	過不足②－①	171		0	0	0
令和3年	需要量①（量の見込み）	73	67	641	99	344
	区域内	73	67	604	108	356
	他地域の利用（伏木・太田）	0	0	0	▲ 9	▲ 12
	他地域の受入（中部2）	0	0	37	0	0
	供給量②（確保方策）	310		641	99	344
	特定教育・保育施設 ^{※1}	10		641	94	337
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	300				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				5	7
	過不足②－①	170		0	0	0
令和4年	需要量①（量の見込み）	71	66	641	99	344
	区域内	71	66	594	110	363
	他地域の利用（伏木・太田）	0	0	0	▲ 8	▲ 19
	他地域の利用（国吉・五位）	0	0	0	▲ 3	0
	他地域の受入（中部2）	0	0	47	0	0
	供給量②（確保方策）	310		641	99	344
	特定教育・保育施設 ^{※1}	10		641	94	337
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	300				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				5	7
	過不足②－①	173		0	0	0

中部1地区		教育 _(3-5歳児)	保育 _(3-5歳児)		保育 _(0-2歳児)	
			教育コース ^{※4}	保育コース [*]	0歳	1・2歳
令和5年	需要量①（量の見込み）	71	66	641	99	354
	区域内	71	66	591	113	373
	他地域の利用（伏木・太田）	0	0	0	▲ 9	▲ 19
	他地域の利用（国吉・五位）	0	0	0	▲ 5	0
	他地域の受入（中部2）	0	0	50	0	0
	供給量②（確保方策）	310		641	99	354
	特定教育・保育施設 ^{※1}	10		641	94	347
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	300				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				5	7
	過不足②－①	173		0	0	0
令和6年	需要量①（量の見込み）	67	63	641	99	354
	区域内	67	63	562	114	374
	他地域の利用（伏木・太田）	0	0	0	▲ 11	▲ 20
	他地域の利用（国吉・五位）	0	0	0	▲ 4	0
	他地域の受入（中部2）	0	0	79	0	0
	供給量②（確保方策）	310		641	99	354
	特定教育・保育施設 ^{※1}	10		641	94	347
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	300				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				5	7
	過不足②－①	180		0	0	0

※1 幼稚園（市町村が資格認定し利用できるもの）、保育園、認定こども園 ※2 幼稚園（市町村の資格認定なく利用できるもの）

※3 0～2歳のみを保育する小規模な保育施設（小規模保育（19人以下の保育）、事業所内保育（従業員と地域の子の保育）等）

※4 幼稚園等の利用を希望するが、保育を必要とする子ども

中部2地区		教育(3-5歳児)	保育(3-5歳児)		保育(0-2歳児)	
			教育コース※4	保育コース*	0歳	1・2歳
令和2年	需要量①(量の見込み)	194	155	1,007	197	611
	区域内	134	124	1,116	197	648
	他地域の利用(中部1)	0	0	▲ 59	0	0
	他地域の利用・受入(国吉・五位)	25	12	▲ 25	0	▲ 19
	他地域の利用・受入(戸出・中田)	35	19	▲ 25	0	▲ 18
	供給量②(確保方策)	723		1,007	205	611
	特定教育・保育施設※1	288		1,007	196	586
	確認を受けない幼稚園※2	435				
	特定地域型保育事業※3				9	25
	過不足②-①	374		0	8	0
令和3年	需要量①(量の見込み)	195	157	1,021	205	646
	区域内	137	128	1,148	205	677
	他地域の利用(中部1)	0	0	▲ 37	0	0
	他地域の利用・受入(国吉・五位)	24	11	▲ 45	0	▲ 16
	他地域の利用・受入(戸出・中田)	34	18	▲ 45	0	▲ 15
	供給量②(確保方策)	723		1,021	207	646
	特定教育・保育施設※1	443		1,021	198	621
	確認を受けない幼稚園※2	280				
	特定地域型保育事業※3				9	25
	過不足②-①	371		0	2	0
令和4年	需要量①(量の見込み)	194	156	1,021	207	656
	区域内	138	129	1,150	212	702
	他地域の利用(中部1)	0	0	▲ 47	0	0
	他地域の利用・受入(国吉・五位)	23	10	▲ 41	▲ 3	▲ 23
	他地域の利用・受入(戸出・中田)	33	17	▲ 41	▲ 2	▲ 23
	供給量②(確保方策)	723		1,021	207	656
	特定教育・保育施設※1	443		1,021	198	631
	確認を受けない幼稚園※2	280				
	特定地域型保育事業※3				9	25
	過不足②-①	373		0	0	0

中部2地区		教育 ^(3-5 歳児)	保育 ^(3-5 歳児)		保育 ^(0-2 歳児)	
			教育コース ^{※4}	保育コース [*]	0歳	1・2歳
令和5年	需要量①（量の見込み）	194	155	1,021	209	656
	区域内	141	129	1,163	221	733
	他地域の利用（中部1）	0	0	▲ 50	0	0
	他地域の利用・受入（国吉・五位）	22	10	▲ 46	▲ 3	▲ 39
	他地域の利用・受入（戸出・中田）	31	16	▲ 46	▲ 9	▲ 38
	供給量②（確保方策）	723		1,021	209	656
	特定教育・保育施設 ^{※1}	443		1,021	200	631
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	280				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				9	25
	過不足②－①	374		0	0	0
令和6年	量の見込み①	189	151	1,021	220	669
	区域内	139	129	1,156	233	771
	他地域の利用（中部1）	0	0	▲ 79	0	0
	他地域の利用・受入（国吉・五位）	21	8	▲ 28	▲ 5	▲ 55
	他地域の利用・受入（戸出・中田）	29	14	▲ 28	▲ 8	▲ 47
	供給量②（確保方策）	723		1,021	220	669
	特定教育・保育施設 ^{※1}	443		1,021	211	644
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	280				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				9	25
	過不足②－①	383		0	0	0

※1 幼稚園（市町村が資格認定し利用できるもの）、保育園、認定こども園 ※2 幼稚園（市町村の資格認定なく利用できるもの）

※3 0～2歳のみを保育する小規模な保育施設（小規模保育（19人以下の保育）、事業所内保育（従業員と地域の子の保育）等）

※4 幼稚園等の利用を希望するが、保育を必要とする子ども

国吉・五位地区		教育 ^(3-5 歳児)	保育 ^(3-5 歳児)		保育 ^(0-2 歳児)	
			教育コース ^{※4}	保育コース [*]	0歳	1・2歳
令和2年	需要量①（量の見込み）	0	11	234	37	141
	区域内	25	23	209	37	122
	他地域の利用・受入（中部2）	▲ 25	▲ 12	25	0	19
	供給量②（確保方策）	11		269	54	169
	特定教育・保育施設 ^{※1}	11		269	54	169
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	0				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				0	0
	過不足②－①	0		35	17	28
令和3年	需要量①（量の見込み）	0	11	245	36	134
	区域内	24	22	200	36	118
	他地域の利用・受入（中部2）	▲ 24	▲ 11	45	0	16
	供給量②（確保方策）	11		269	54	169
	特定教育・保育施設 ^{※1}	11		269	54	169
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	0				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				0	0
	過不足②－①	0		24	18	35
令和4年	需要量①（量の見込み）	0	11	233	42	141
	区域内	23	21	192	36	118
	他地域の利用・受入（中部2）	▲ 23	▲ 10	41	3	23
	他地域の受入（中部1）	0	0	0	3	0
	供給量②（確保方策）	11		269	54	169
	特定教育・保育施設 ^{※1}	11		269	54	169
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	0				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				0	0
	過不足②－①	0		36	12	28

国吉・五位地区		教育 ^(3-5 歳児)	保育 ^(3-5 歳児)		保育 ^(0-2 歳児)	
			教育コース ^{※4}	保育コース [*]	0歳	1・2歳
令和5年	需要量①（量の見込み）	0	11	232	44	156
	区域内	22	21	186	36	117
	他地域の利用・受入（中部2）	▲ 22	▲ 10	46	3	39
	他地域の受入（中部1）	0	0	0	5	0
	供給量②（確保方策）	11		269	54	169
	特定教育・保育施設 ^{※1}	11		269	54	169
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	0				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				0	0
	過不足②－①	0		37	10	13
令和6年	需要量①（量の見込み）	0	11	199	44	169
	区域内	21	19	171	35	114
	他地域の利用・受入（中部2）	▲ 21	▲ 8	28	5	55
	他地域の受入（中部1）	0	0	0	4	0
	供給量②（確保方策）	11		269	54	169
	特定教育・保育施設 ^{※1}	11		269	54	169
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	0				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				0	0
	過不足②－①	0		70	10	0

※1 幼稚園（市町村が資格認定し利用できるもの）、保育園、認定こども園 ※2 幼稚園（市町村の資格認定なく利用できるもの）

※3 0～2歳のみを保育する小規模な保育施設（小規模保育（19人以下の保育）、事業所内保育（従業員と地域の子の保育）等）

※4 幼稚園等の利用を希望するが、保育を必要とする子ども

戸出・中田地区		教育 ^(3-5 歳児)	保育 ^(3-5 歳児)		保育 ^(0-2 歳児)	
			教育コース ^{※4}	保育コース [*]	0歳	1・2歳
令和2年	需要量①（量の見込み）	0	13	314	51	186
	区域内	35	32	289	51	168
	他地域の利用・受入（中部2）	▲ 35	▲ 19	25	0	18
	供給量②（確保方策）	13		358	63	210
	特定教育・保育施設 ^{※1}	13		358	63	210
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	0				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				0	0
	過不足②－①	0		44	12	24
令和3年	需要量①（量の見込み）	0	13	327	50	181
	区域内	34	31	282	50	166
	他地域の利用・受入（中部2）	▲ 34	▲ 18	45	0	15
	供給量②（確保方策）	13		358	63	210
	特定教育・保育施設 ^{※1}	13		358	63	210
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	0				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				0	0
	過不足②－①	0		31	13	29
令和4年	需要量①（量の見込み）	0	13	312	52	189
	区域内	33	30	271	50	166
	他地域の利用・受入（中部2）	▲ 33	▲ 17	41	2	23
	供給量②（確保方策）	13		358	63	210
	特定教育・保育施設 ^{※1}	13		358	63	210
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	0				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				0	0
	過不足②－①	0		46	11	21

戸出・中田地区		教育 _(3-5 歳児)	保育 _(3-5 歳児)		保育 _(0-2 歳児)	
			教育コース ^{※4}	保育コース [*]	0歳	1・2歳
令和5年	需要量①（量の見込み）	0	13	305	58	201
	区域内	31	29	259	49	163
	他地域の利用・受入（中部2）	▲ 31	▲ 16	46	9	38
	供給量②（確保方策）	13		358	63	210
	特定教育・保育施設 ^{※1}	13		358	63	210
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	0				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				0	0
	過不足②－①	0		53	5	9
令和6年	需要量①（量の見込み）	0	13	273	58	210
	区域内	29	27	245	50	163
	他地域の利用・受入（中部2）	▲ 29	▲ 14	28	8	47
	供給量②（確保方策）	13		358	63	210
	特定教育・保育施設 ^{※1}	13		358	63	210
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	0				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				0	0
	過不足②－①	0		85	5	0

※1 幼稚園（市町村が資格認定し利用できるもの）、保育園、認定こども園 ※2 幼稚園（市町村の資格認定なく利用できるもの）

※3 0～2歳のみを保育する小規模な保育施設（小規模保育（19人以下の保育）、事業所内保育（従業員と地域の子の保育）等）

※4 幼稚園等の利用を希望するが、保育を必要とする子ども

福岡地区		教育 ^(3-5 歳児)	保育 ^(3-5 歳児)		保育 ^(0-2 歳児)	
			教育コース ^{※4}	保育コース [*]	0歳	1・2歳
令和2年	需要量①（量の見込み）	25	23	209	37	122
	区域内	25	23	209	37	122
	供給量②（確保方策）	95		238	40	127
	特定教育・保育施設 ^{※1}	20		238	40	127
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	75				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				0	0
	過不足②－①	47		29	3	5
令和3年	需要量①（量の見込み）	25	23	206	37	121
	区域内	25	23	206	37	121
	供給量②（確保方策）	95		238	40	127
	特定教育・保育施設 ^{※1}	20		238	40	127
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	75				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				0	0
	過不足②－①	47		32	3	6
令和4年	需要量①（量の見込み）	24	22	198	37	121
	区域内	24	22	198	37	121
	供給量②（確保方策）	95		238	40	127
	特定教育・保育施設 ^{※1}	20		238	40	127
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	75				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				0	0
	過不足②－①	49		40	3	6
令和5年	需要量①（量の見込み）	22	21	187	36	118
	区域内	22	21	187	36	118
	供給量②（確保方策）	95		238	40	127
	特定教育・保育施設 ^{※1}	20		238	40	127
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	75				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				0	0
	過不足②－①	52		51	4	9
令和6年	需要量①（量の見込み）	21	19	174	35	116
	区域内	21	19	174	35	116
	供給量②（確保方策）	95		238	40	127
	特定教育・保育施設 ^{※1}	20		238	40	127
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	75				
	特定地域型保育事業 ^{※3}				0	0
	過不足②－①	55		64	5	11

※1 幼稚園（市町村が資格認定し利用できるもの）、保育園、認定こども園 ※2 幼稚園（市町村の資格認定なく利用できるもの）

※3 0～2歳のみを保育する小規模な保育施設（小規模保育（19人以下の保育）、事業所内保育（従業員と地域の子の保育）等）

※4 幼稚園等の利用を希望するが、保育を必要とする子ども

(3) 利用者支援事業

項目	事業内容
1 事業概要	子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業
2 実施状況	子育て世代包括支援センター（利用者支援事業・母子保健型）、子ども・子育て課窓口、子育て支援センター（3か所）において、情報提供や相談・助言等を行っている。
3 需要量（量の見込み）の考え方 （ニーズ調査対象外）	ニーズ調査を要しないとされている事業であることから、子育て世代包括支援センターや、本支援事業に近いサービスを行っている子ども・子育て課窓口、子育て支援センター（3か所）を需要量（量の見込み）に設定
4 供給量（確保方策）の考え方	子育て支援のための施設やサービスに関する情報提供・相談については、5か所（子育て世代包括支援センター、子ども・子育て課窓口、子育て支援センター（3か所））で確保できるものとする。 引き続き、利用者が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、サポート体制確保に努める。

平成 30 年度実績	5 か所
------------	------

【市全域】

単位：か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 需要量（量の見込み）	5	5	5	5	5
② 供給量（確保方策）	5	5	5	5	5
②－①過不足	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

項目	事業内容
1 事業概要	乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育て相談、情報提供、助言などの支援を行う事業
2 実施状況	子育て支援センター3か所において、育児相談・指導、子育てボランティアの育成、子育て情報提供など各種の子育て支援事業を実施
3 需要量(量の見込み)の考え方	平成30年度の実績と0歳～2歳の人口推計を考慮して需要量(量の見込み)を設定 ※国の算出手引きにより求められる数値が実態と乖離しているため独自方法による推計
4 供給量(確保方策)の考え方	子育て支援センター3か所の利用可能数を記載した。 現在の供給体制を維持することで確保に努める。

平成30年度実績	58,272人日
----------	----------

【市全域】

単位：上段…人日、下段…か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 需要量(量の見込み)	56,614	54,358	53,380	52,601	51,921
② 供給量(確保方策)	58,270	58,270	58,270	58,270	58,270
	3	3	3	3	3
②－①過不足	1,656	3,912	4,890	5,669	6,349

(5) 妊婦健康診査事業

項目	事業内容
1 事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査や計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
2 実施状況	平成 21 年度から公費助成回数を 5 回から 14 回に増やし、県外医療機関での健診費用について助成 平成 23 年 1 月からは H T L V - 1 抗体検査、4 月からクラミジア抗原検査を追加し、健診内容を充実 平成 28 年 4 月から超音波検査を充実（3 回から 4 回）
3 需要量（量の見込み）の考え方 （ニーズ調査対象外）	平成 30 年度までの実績と 0 歳児の人口推計を考慮して需要量（量の見込み）を設定
4 供給量（確保方策）の考え方	需要量（量の見込み）すべてに対応することから、供給量（確保方策）には需要量と同数を記載した。 現在の提供体制を維持することで確保に努める。

平成 30 年度実績	1,703 人
------------	---------

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 需要量（量の見込み）	1,701	1,672	1,647	1,627	1,608
② 供給量（確保方策）	1,701	1,672	1,647	1,627	1,608
②－①過不足	0	0	0	0	0
健診回数：妊婦 1 人あたり 14 回 実施体制：医療機関（県内）との委託契約 実施期間：通年実施 検査項目：国の通知により定める基本的な妊婦健康診査項目					

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

項目	事業内容
1 事業概要	子育ての孤立化を防ぐため、生後3か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、保護者の様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供や相談を行うとともに、養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業
2 実施状況	乳児のいるすべての家庭を対象として実施 従事者の研修会やケース検討会議を開催し、関係機関と連携
3 需要量（量の見込み）の考え方 （ニーズ調査対象外）	平成30年度までの実績と0歳児の人口推計を考慮して需要量（量の見込み）を設定
4 供給量（確保方策）の考え方	需要量（量の見込み）すべてに対応することから、供給量（確保方策）には需要量と同数を記載した。現在の供給体制を維持することで確保に努める。 乳児やその保護者の心身の疲労や健康状況、養育環境を把握し、保健指導を実施するとともに、支援が必要な保護者に対して、虐待予防の視点も含め、関係機関と連絡調整を図り、適切なサービスに結びつける。

平成30年度実績	1,088 件
----------	---------

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 需要量（量の見込み）	1,076	1,058	1,042	1,029	1,017
② 供給量（確保方策）	1,076	1,058	1,042	1,029	1,017
②－①過不足	0	0	0	0	0

(7) 養育支援訪問事業

項目	事業内容
1 事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
2 実施状況	養育支援が特に必要な家庭に対し、継続的に家庭訪問し、養育に関する助言等を実施 従事者の研修会やケース検討会議を開催し、関係機関と連携
3 需要量（量の見込み）の考え方 （ニーズ調査対象外）	平成 30 年度の実績程度で推移することを見込み、需要量（量の見込み）を設定
4 供給量（確保方策）の考え方	特定妊婦や要支援家庭等、支援が必要な対象に適時訪問を実施するため、供給量（確保方策）には需要量と同数を記載した。現在の供給体制を維持することで確保に努める。 妊娠届出、乳児家庭全戸訪問事業などの母子保健事業及び産科医療機関、厚生センターとの連携により対象者を把握するとともに、継続的な訪問指導の実施に努める。

平成 30 年度実績	82 人
------------	------

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 需要量（量の見込み）	82	82	82	82	82
② 供給量（確保方策）	82	82	82	82	82
②－①過不足	0	0	0	0	0

(8) 子育て短期支援事業

項目	事業内容
1 事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業 ・短期入所生活援助事業（ショートステイ事業） ・夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）
2 実施状況	未実施
3 需要量（量の見込み）の考え方	他の子育て支援事業による対応の可能性も考慮しながら、ニーズ調査をもとに国の手引きにより算出した数値をもって需要量（量の見込み）を設定
4 供給量（確保方策）の考え方	当面のニーズが少なく、市内の認可外保育施設の利用など他の子育て支援事業により対応できると考え、供給量（確保方策）には当面本事業は実施しないとした供給量を記載した。

平成 30 年度実績	0 人日
------------	------

単位：人日

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 需要量（量の見込み）	55	54	53	52	51
② 供給量（確保方策）	0	0	0	0	0
②－①過不足	▲ 55	▲ 54	▲ 53	▲ 52	▲ 51

(9) ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

項目	事業内容
1 事業概要	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
2 実施状況	本市全域を実施区域として、高岡市ファミリー・サポート・センター事務局が会員登録や仲介を実施
3 需要量（量の見込み）の考え方	平成 30 年度の実績と人口推計を考慮して需要量（量の見込み）を設定 ※国の算出手引きにより求められる数値が実態と乖離しているため独自方法による推計
4 供給量（確保方策）の考え方	平成 30 年度ファミリー・サポート・センターの受入れ実績を、各年度の供給量（確保方策）として記載した。 需要量（量の見込み）に対して、受入れ可能人数が上回っているため、現在の提供体制を維持することで確保に努める。

平成 30 年度実績	低学年	234 人日
	高学年	170 人日
	合計	404 人日

単位：人日

	区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 需要量 （量の見込み）		397	390	386	382	380
	低学年	234	230	229	222	223
	高学年	163	160	157	160	157
② 供給量（確保方策）		400	400	400	400	400
②－①過不足		3	10	14	18	20

(10)-1 一時預かり事業（幼稚園における預かり保育事業）

項目	事業内容
1 事業概要	幼稚園等に在籍する園児を通常の教育時間の開始前や終了後、または、夏休み等の長期休園期間中に預かる事業
2 実施状況	公立：認定こども園 1 園で実施 私立：幼稚園 5 園、認定こども園 15 園で実施
3 需要量（量の見込み）の考え方	ニーズ調査をもとに国の手引きにより算出した数値をもって需要量（量の見込み）を設定
4 供給量（確保方策）の考え方	平成 30 年度の受入れ可能数を、各年度の供給量（確保方策）として記載した。 他地域の利用による確保が必要となる区域については、他区域への園バス等を利用した通園ができることも考慮し、現在の供給体制を維持することで確保に努める。

平成 30 年度実績	一時的な利用	3,103 人日
	恒常的な利用	77,584 人日
	合計	80,687 人日

【市全域】

単位：人日

	区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 需要量 （量の見込み）		84,647	85,128	83,662	82,675	79,403
	一時的な利用	3,667	3,688	3,625	3,582	3,440
	恒常的な利用	80,980	81,440	80,037	79,093	75,963
② 供給量（確保方策）		97,000	97,000	97,000	97,000	97,000
②－①過不足		12,353	11,872	13,338	14,325	17,597

【伏木・太田地区】

単位：人日

	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 需要量 (量の見込み)	一時的な利用	227	224	212	201	185
	恒常的な利用	5,012	4,945	4,677	4,446	4,085
② 供給量（確保方策）		9,900	9,900	9,900	9,900	9,900
②－①過不足		4,661	4,731	5,011	5,253	5,630

【牧野地区】

単位：人日

	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 需要量 (量の見込み)	一時的な利用	266	265	260	252	229
	恒常的な利用	5,865	5,860	5,742	5,557	5,058
② 供給量（確保方策）		10,020	10,020	10,020	10,020	10,020
②－①過不足		3,889	3,895	4,018	4,211	4,733

【中部1地区】

単位：人日

	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 需要量 (量の見込み)	一時的な利用	784	792	778	775	736
	恒常的な利用	17,324	17,496	17,189	17,121	16,261
② 供給量（確保方策）		20,740	20,740	20,740	20,740	20,740
②－①過不足		2,632	2,452	2,773	2,844	3,743

【中部2地区】

単位：人日

	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 需要量 (量の見込み)	一時的な利用	2,046	2,067	2,046	2,039	1,992
	恒常的な利用	45,182	45,646	45,173	45,013	43,999
	区域内	33,746	34,724	34,789	35,188	35,013
	他地域の受入（国吉・五位）	5,599	5,316	5,087	4,896	4,443
	他地域の受入（戸出・中田）	7,883	7,673	7,343	6,968	6,535
② 供給量（確保方策）		48,370	48,370	48,370	48,370	48,370
②－①過不足		1,142	657	1,151	1,318	2,379

【国吉・五位地区】

単位：人日

	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 需要量 (量の見込み)	一時的な利用	32	32	32	32	32
	恒常的な利用	704	704	704	704	704
	区域内	6,335	6,052	5,823	5,632	5,179
	他地域の利用（中部2）	▲ 5,599	▲ 5,316	▲ 5,087	▲ 4,896	▲ 4,443
② 供給量（確保方策）		740	740	740	740	740
②－①過不足		4	4	4	4	4

【戸出・中田地区】

単位：人日

	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 需要量 (量の見込み)	一時的な利用	38	38	38	38	38
	恒常的な利用	832	832	832	832	832
	区域内	8,753	8,543	8,213	7,838	7,405
	他地域の利用（中部2）	▲ 7,883	▲ 7,673	▲ 7,343	▲ 6,968	▲ 6,535
② 供給量（確保方策）		870	870	870	870	870
②－①過不足		0	0	0	0	0

【福岡地区】

単位：人日

	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 需要量 (量の見込み)	一時的な利用	274	270	259	245	228
	恒常的な利用	6,061	5,957	5,720	5,420	5,024
② 供給量（確保方策）		6,360	6,360	6,360	6,360	6,360
②－①過不足		25	133	381	695	1,108

(10)-2 一時預かり事業（一時預かり+ファミリー・サポート・センター）

項目	事業内容
1 事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業
2 実施状況	保育所等（認定こども園、保育所、事業所内保育）30 か所、ファミリー・サポート・センター1 か所にて実施
3 需要量（量の見込み）の考え方	一時預かり事業は、平成30年度までの実績が減少傾向であること、ファミリー・サポート・センター事業は、平成30年度の実績程度で推移することを考慮して需要量（量の見込み）を設定した。 ※国の算出手引きにより求められる数値が実態と乖離しているため独自方法による推計
4 供給量（確保方策）の考え方	平成30年度の受入れ可能数を、各年度の供給量（確保方策）として記載した。 現在の供給体制を維持することで確保に努める。

平成30年度実績	4,168 人日
----------	----------

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 需要量（量の見込み）	3,398	3,147	2,896	2,645	2,394
② 供給量（確保方策）	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
一時預かり+ファミリー・サポート・センター	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
②－①過不足	602	853	1,104	1,355	1,606

(11) 延長保育事業

項目	事業内容
1 事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日や時間において認定こども園、保育所等で保育を実施する事業
2 実施状況	保育所等（認定こども園、保育所、事業所内保育）40 か所で実施
3 需要量（量の見込み）の考え方	平成 30 年度の実績程度で推移することを見込み、需要量（量の見込み）を設定 ※国の算出手引きにより求められる数値が実態と乖離しているため独自方法による推計
4 供給量（確保方策）の考え方	平成 30 年度の受入れ可能人数を、各年度の供給量（確保方策）として記載した。 現在の供給体制を維持することで確保に努める。

平成 30 年度実績	1,097 人
------------	---------

【市全域】

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 需要量（量の見込み）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
② 供給量（確保方策）	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170
②－①過不足	170	170	170	170	170

【伏木・太田地区】

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 需要量（量の見込み）	62	61	58	56	54
② 供給量（確保方策）	70	70	70	70	60
②－①過不足	8	9	12	14	6

【牧野地区】

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 需要量（量の見込み）	72	72	72	70	67
② 供給量（確保方策）	80	80	80	80	80
②－①過不足	8	8	8	10	13

【中部 1 地区】

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 需要量（量の見込み）	214	215	215	216	214
② 供給量（確保方策）	250	250	250	250	250
②－①過不足	36	35	35	34	36

【中部 2 地区】

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 需要量（量の見込み）	399	408	416	426	441
② 供給量（確保方策）	470	480	490	500	510
②－①過不足	71	72	74	74	69

【国吉・五位地区】

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 需要量（量の見込み）	75	71	70	68	65
② 供給量（確保方策）	90	80	80	80	80
②－①過不足	15	9	10	12	15

【戸出・中田地区】

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 需要量（量の見込み）	103	100	98	95	93
② 供給量（確保方策）	120	120	120	110	110
②－①過不足	17	20	22	15	17

【福岡地区】

単位：人

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 需要量（量の見込み）	75	73	71	69	66
② 供給量（確保方策）	90	90	80	80	80
②－①過不足	15	17	9	11	14

(12) 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型含む）

項目	事業内容
1 事業概要	病児や病後児を病院・保育所等に付設された専用スペースで看護師が一時的に保育する事業
2 実施状況	病 児：3 か所 病後児：2 か所 体調不良児：29 か所
3 需要量（量の見込み）の考え方	過去の実績とニーズ調査をもとに国の手引きにより算出した数値をもって需要量（量の見込み）を設定
4 供給量（確保方策）の考え方	体調不良児対応型、病児・病後児対応型の受入れ人数を供給量（確保方策）として記載した。 体調不良児対応型の提供体制の継続に努めるとともに、病児・病後児保育の受入れ人数の拡大により確保に努める。

平成 30 年度実績	7,154 人日
------------	----------

単位：上段…人日、下段…か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 需要量（量の見込み）	7,789	8,157	8,525	8,893	9,205
② 供給量（確保方策）	11,200	11,200	11,200	11,500	11,500
病児・病後児	1,200	1,200	1,200	1,500	1,500
	5	5	5	6	6
体調不良時対応型	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	29	29	29	29	29
②－①過不足	3,411	3,043	2,675	2,607	2,295

(13) 放課後児童クラブ事業

項目	事業内容
1 事業概要	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る事業
2 実施状況	市内 26 小学校区すべての地区において、放課後児童クラブを開設している。
3 需要量(量の見込み)の考え方	ニーズ調査から算出した量の見込みと利用実績に基づき、需要量(量の見込み)を設定した。
4 供給量(確保方策)の考え方	各年度の受入れ可能数を確保方策として記載した。 今後、利用ニーズが増加し、児童の受入れが困難になると見込まれる校区については、小学校の余裕教室の活用などを検討しながら、計画的に受入れ体制の確保に努める。

平成 30 年度実績	低学年	1,106 人
	高学年	84 人
	合計	1,190 人

単位：人

	区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 需要量 (量の見込み)		1,642	1,655	1,643	1,598	1,634
	低学年	1,445	1,455	1,446	1,399	1,437
	高学年	197	200	197	199	197
② 供給量 (確保方策)		1,406	1,446	1,446	1,526	1,634
	低学年	1,276	1,287	1,287	1,338	1,437
	高学年	130	159	159	188	197
②－①過不足		▲236	▲209	▲197	▲72	0

第6章 評価指標の設定

計画の質的な成果を客観的に評価・点検するため、評価指標を設定します。

《基本目標Ⅰ 子ども・子育てへの支援体制づくり》

項目	H30(現状値)		R6(目標値)
待機児童数	0 人		0 人
延長保育実施施設数	38 か所		39 か所
一時預かり事業（一般型）実施施設数	30 か所		31 か所
休日保育実施施設数	4 か所		4 か所
病児・病後児対応型実施施設数	3 か所		6 か所
体調不良児対応型実施施設数	27 か所		29 か所
認定こども園の設置数	11 か所		20 か所
新体力テスト8種目のうち全国平均値以上の種目割合	小学生	男 7 種目	6 種目
		女 8 種目	
	中学生	男 4 種目	
		女 6 種目	
ものづくり・デザイン科の授業を通して、「地域やものづくりについての理解を深め、郷土に誇りを持つ心を育むことができた」児童・生徒の割合	91.6%		93.0%

《基本目標Ⅱ 子育て家庭・親育ちへの支援体制づくり》

項目	H30(現状値)	R6(目標値)
子育て支援センターの数	3施設	3施設
子育て支援サイト等のアクセス件数	60,650 件外	75,000 件外
絆メンブプロジェクトの実施事業数	—	年間2事業
ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定数	—	年間6事業所
積極的に育児をしている父親の割合	65.1%	増加

《基本目標Ⅲ 社会全体で子育てを支援する環境づくり》

項目	H30(現状値)	R6(目標値)
放課後児童クラブの受入れ児童数	1,190人	1,634人
放課後児童クラブの待機児童数	37人	0人
放課後子ども教室の実施校区数	25校区	20校区
放課後子ども教室と一体的に実施している放課後児童クラブの割合	30.7%	増加
ファミリー・サポート・センターの設置箇所数	1か所	1か所
保育園・幼稚園全体で交通安全教室等に取り組む園の割合	100%	100%

《基本目標Ⅳ 親子の健康づくり》

項目	H30(現状値)	R6(目標値)
妊娠 11 週までに妊娠届出をする妊婦の割合	94.8%	増加
産後ケア事業所の数	5か所	7か所
妊婦の喫煙率	2.4%	0%
妊婦の飲酒率	0.5%	0%
乳児家庭訪問実施率	99.7%	100%
子育てに自信のない親の割合	27.8%	減少
1 か月児の母乳育児率	58.0%	増加
主食、汁物、おかずを組み合わせた朝食を摂っている子どもの割合	53.2%	70.0%
乳幼児健康診査の受診率	3か月 98.9% 1歳6か月 99.1% 3歳児 97.9%	増加
3歳児でむし歯のない子の割合	88.0%	増加
仕上げ磨きをする親の割合	94.0%	増加

《基本目標Ⅴ すべての子どもの権利を守る体制づくり》

項目	H30(現状値)	R6(目標値)
学習支援事業の定員	20人	40人
放課後デイサービス利用者数	184人	318人
児童発達支援利用者数	141人	156人
保育所等訪問支援利用者数	0人	1人
医療型児童発達支援利用者数	8人	4人

第7章 計画の管理について

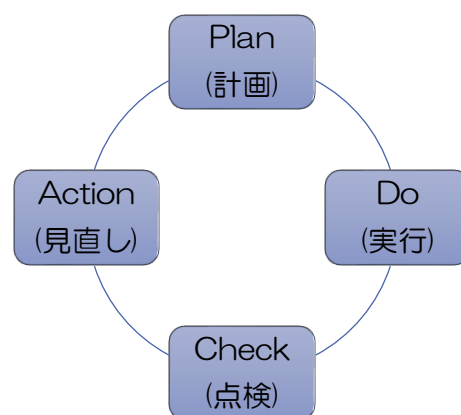
1 関係団体等との連携

子育て支援に関わる施策は、行政の関係機関・部局の連携と、家庭、地域、企業、関係諸団体等がそれぞれの役割を果たすとともに、行政との連携、協働により、常に充実に努めることが重要です。

この計画をそれぞれの立場の課題、行動指針として捉え、本市全体で子ども・子育てを支援する社会の実現に向け推進していきます。

2 計画の推進体制

計画を効果的に推進するために、PDCAサイクルに基づき、各施策・事業の実施状況を各年度において把握・点検を行い、計画の見直しを図ります。また、子ども・子育て会議などで、計画内容の進捗状況を点検し、必要に応じて計画・施策・数値目標の見直しを行います。



3 計画内容や進捗状況の周知

本計画については、子ども・子育て会議、広報誌、パンフレットやホームページ等で市民等に広く公開します。

また、計画の進捗状況について、子ども・子育て会議で報告し、広く公開します。

第8章 資料編

1. 計画の策定過程

月 日	概 要
平成30年	子育て施策の需要に関するアンケート調査
令和元年 7月3日	第17回高岡市子ども・子育て会議 〔基本理念、基本目標の提示〕
9月25日	第18回高岡市子ども・子育て会議 〔計画体系、需要調査結果の提示〕
12月20日	第19回高岡市子ども・子育て会議 〔計画素案の提示〕
令和元年12月20日 ～令和2年1月20日	パブリックコメントの実施
令和2年 2月25日	第20回高岡市子ども・子育て会議 〔計画最終案の提示〕
3月31日	計画策定

2. 高岡市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 17 日
条例第 31 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、高岡市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第 3 条 会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第 5 条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって会議の議決とすることができる。

(議事)

第 6 条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前 3 項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、福祉保健部子ども・子育て課において処理する。

(会議の運営)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 高岡市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	役職等
会長	炭谷 靖子	富山福祉短期大学 学長
副会長	石動 瑞代	富山短期大学 教授
委員	吉川 奈美	公募委員
	松本 ゆき子 (～R 元. 6. 15)	公簿委員
	川島 晃子 (中村 総一郎～R 元. 11. 24)	高岡市 PTA 連絡協議会副会長
	風間 宣夫	高岡市保育所・認定こども園連盟理事 (能町保育園 園長)
	畠山 遵	高岡市私立幼稚園・認定こども園協会会長 (認定こども園こぼと幼稚園園長)
	本田 寿美恵	高岡市小学校長会 (二塚小学校校長)
	横川 照子 (井林 秀文～R 元. 9. 24)	高岡市放課後児童育成クラブ運営連絡協議会 監事
	柴 富美枝 (浅野 高子～R 元. 11. 24)	高岡市手をつなぐ育成会事務局
	串田 幹夫 (辻 やす子～R 元. 9. 24)	公益財団法人たかおか女性アカデミー 代表理事
	金田 卓也 (長津 輝彦～R 元. 9. 24)	株式会社富山銀行経営管理部部長
	桑山 比呂志 (大木 智博～R 元. 11. 24)	連合富山高岡地域協議会事務局次長
	佐原 憲英	高岡児童相談所相談判定課長
	寺林 あつ子	高岡市母子寡婦福祉会副会長
	秋山 朝子	富山県看護協会理事
	山下 清子	高岡市男女平等推進センター登録活動団体ネットワーク副代表
	米澤 陽子	地域女性ネット高岡副会長
	川淵 郁子	高岡市民生委員児童委員協議会 理事 主任児童 部会副会長

第2期高岡市子ども・子育て支援事業計画

発行：令和2年3月

企画・編集：高岡市福祉保健部子ども・子育て課

〒933-8601

富山県高岡市広小路7番50号

電話：0766-20-1377

ファクス：0766-20-1665

<http://www.city.takaoka.toyama.jp/>